

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	2

第 1 号 (12月8日)

開会、散会の日時	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	3
事務局出席者	3
議事日程	4
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第52号の上程、説明	6
議案第53号の上程、説明	7
議案第54号の上程、説明	8
議案第55号の上程、説明	9
議案第56号の上程、説明	10
議案第57号の上程、説明	10
議案第58号の上程、説明	11
議案第59号の上程、説明	11
議案第60号の上程、説明	12
議案第61号の上程、説明	13
議案第62号の上程、説明	14
議案第63号の上程、説明	15
議案第64号の上程、説明	15
散会の宣告	16

第 2 号 (12月11日)

開議、散会の日時	17
出席議員	17
欠席議員	17
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	17
事務局出席者	17

議事日程	18
開議の宣告	19
一般質問	19
宮城 貢 議員	19
吉浜 覚 議員	24
平良 嗣男 議員	31
新崎 悟一 議員	33
大山 美佐子 議員	43
宮城 良治 議員	44
大城 邦彦 議員	48
前田 孝 議員	52
散会の宣告	56

第 3 号 (12月12日)

開議、散会の日時	57
出席議員	57
欠席議員	57
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	57
事務局出席者	57
議事日程	58
開議の宣告	59
議案第52号の質疑、委員会付託	59
議案第53号の質疑、委員会付託	61
議案第54号の質疑、委員会付託	61
議案第55号の質疑、委員会付託	61
議案第56号の質疑、委員会付託	61
議案第57号の質疑、委員会付託	62
議案第58号の質疑、委員会付託	62
議案第59号の質疑、委員会付託	62
議案第60号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	62
議案第61号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	63
議案第62号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	63
議案第63号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	63
議案第64号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	64
諸般の報告	65
散会の宣告	65

第 4 号 (12月14日)

開議、閉会の日時	67
出席議員	67
欠席議員	67
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	67
事務局出席者	67
議事日程	68
開議の宣告	69
議案第52号～議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	69
議案第55号～議案第59号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	71
議案第60号～議案第64号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	75
議案第65号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	80
決議案第1号及び意見案第4号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	81
閉会の宣告	83
署名議員	84

※途中ページが抜けている箇所は、仕切りとなっている部分を省いて掲載しております。

令和5年第10回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和5年12月8日
会期7日間
閉会 令和5年12月14日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
12月8日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・村長行政報告・議案提案説明
12月9日	土	休 会		
12月10日	日	休 会		
12月11日	月	本会議	午前10時	一般質問
12月12日	火	本会議	午前10時	議案第52号～第54号質疑、総務常任委員会付託 議案第55号～第59号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第60号～第64号質疑、予算審査特別委員会付託
12月13日	水	委員会	午前10時	議案第60号～第64号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		委員会	午前11時	議案第52号～第54号総務常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午後1時30分	議案第55号～第59号経済建設常任委員会 (説明～採決)
12月14日	木	本会議	午前10時	議案第52号～第54号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第55号～第59号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第60号～第64号予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第65号提案説明、質疑、委員会付託省略(即決) 意見書の処理(閉会)

会期日数 7日間 本会議日数 4日間 委員会日数 1日間 休会日数 2日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
18	令和5年9月20日	「シェルター建設」及び 「建築基準法」に関する新 たな法律の制定を求める陳 情	やんぼる・村民絆の会 代表 仲宗根 繁	議員配布
19	令和5年9月20日	大宜味村議会9月定例会に おける宮城貢議員の一般質 問について（陳情）	大宜味村喜如嘉618番地 山本 大五郎	議員配布
20	令和5年11月30日	年金制度における外国人へ の脱退一時金の是正を求め る意見書の採択を求める陳 情	行橋市議会議員 小坪 しんや	議員配布

令和5年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和5年12月8日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和5年12月8日 午前10時00分)

散 会 (令和5年12月8日 午前10時43分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

2 番議員 宮 城 良 治

3 番議員 大 城 邦 彦

4 番議員 大 山 美佐子

5 番議員 宮 城 美和子

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 新 崎 悟 一

8 番議員 吉 浜 覚

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

総 務 課 長 宮 城 豊 教 育 課 長 真喜志 亮

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	議案第52号	指定管理者の指定について	提案説明
6	議案第53号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	提案説明
7	議案第54号	やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	提案説明
8	議案第55号	大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例	提案説明
9	議案第56号	大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例	提案説明
10	議案第57号	大宜味村下水道事業の設置等に関する条例	提案説明
11	議案第58号	大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例	提案説明
12	議案第59号	大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	提案説明
13	議案第60号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）	提案説明
14	議案第61号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	提案説明
15	議案第62号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	提案説明
16	議案第63号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	提案説明
17	議案第64号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）	提案説明

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和5年第10回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番 宮城美和子議員及び8番 吉浜 覚議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月14日までの7日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から12月14日までの7日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、教育長から教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する報告について提出をされています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付していますのでお目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申し出がありました。これを許します。村長。
(友寄景善村長 登壇)
- 村長（友寄景善） おはようございます。一般行政報告といたしまして、本年9月から11月までをかいつまんで報告申し上げます。

9月16日に新100歳を迎えられた方の慶祝訪問をさせていただき、健康長寿を御家族の皆さんとともに祝いました。

9月22日には、シークワサーの日にちなみ、県シークワサー消費推進協議会主催によるセレモニーが浦添市内の商業施設において開催され、名産地としてPRしてまいりました。

9月23日には、第11回大保ダムまつりを開催し、カヌーや湖面SUP体験などのイベントと同時に、シークワサーの育樹活動も行いました。

ページをめくりまして、10月2日から4日にかけて県町村会による視察研修が石川県において実施され、参加してまいりました。

10月17日から19日にかけては、全国漁港漁場大会が東京都で開催され、近隣県の漁港関連施設を県内の漁業関係者とともに視察してまいりました。

10月27日から28日にかけては、福島県西会津町のふるさとまつりに参加のため同町を訪問し、交流と本村特産品販売とPRに努めてまいりました。

翌日の10月29日には、東村制施行100周年記念式典及び祝賀会に出席し、100周年を祝いました。

10月30日には、4回目となる大型宿泊施設及び海浜整備事業地域説明会を旧大宜味小学校体育館において行い、進捗状況の説明及び意見を交換し、事業への理解を求めてまいりました。

ページめくりまして、11月8日から10日にかけて治水事業全国大会が東京都で開催され、沖縄県の理事として参加し、引き続き國場国土交通副大臣への要請活動を行いました。

11月14日から17日にかけては、全国町村長大会が東京都で開催され、期間中に北部町村会で北部振興関連予算確保の要請を自見英子大臣へ直接要請してまいりました。

11月18日から19日にかけて、村夏まつりを4年ぶりに通常開催し、村内外から大勢の人々で賑わい盛況に終えることができました。

11月24日には子ども議会が開かれ、一般質問に真摯に対応してまいりました。

11月28日から30日までは北部市町村会による県外視察研修が岩手県であり、補助金に頼らない公民連携の地域づくりの研修をしてまいりました。

なお、令和5年度入札結果報告を添付しておりますので、お目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで行政報告を終わります。

◎議案第52号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第5 議案第52号 指定管理者の指定についてを議題とします。
本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第52号 指定管理者の指定について
指定管理者の指定について、次のとおり指定したいので、議会の議決を求める。

1、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

やんばるの森ビジターセンター

2、指定管理者となる団体の名称等

団体の名称 株式会社ファーマーズ・フォレスト

代表者職氏名 代表取締役 松本 謙

住 所 栃木県宇都宮市新里町丙254番地

3、指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年12月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

やんばるの森ビジターセンターの現指定管理者の指定の期間が、令和6年3月31日で満了するため、大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成17年条例第3号）の規定に基づき、次期の指定管理者予定候補者を選定したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項及び大宜味村公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例（平成17年条例第3号）第6条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは私のほうから説明をさせていただきます。

議案第52号、やんばるの森ビジターセンター指定管理者予定候補者の選定についてですけれども、説明資料2ページをお開きください。

こちらには、選定委員会からの結果報告書を添付してございます。

次に3ページをお開きください。

3ページのほうの2のほうです。経過について、指定管理者予定候補者の公募を10月30日から11月22日まで行いました。公募期間に応募申請のあった事業者は1者でございました。

3の選定方法につきましては、選定委員会において応募者1者でありましたが、選定基準要領に基づき有資格者として判断して、事業者プレゼンテーション及び質疑応答、選定基準表の審査項目に評価点を付し、委員全員が合格点であります6割以上の評価点でありました。

また、旅行業の資格など、本業務の主要に合致する多数の資格を有していることは、管理運営を行う上で優位であり、第1期の指定管理者として携わっている実績から、本村の振興方策に対する理解が高く地域貢献を重要視するなど、当事業者が関連しています他施設等との、商工連携、相乗効果も期待できることから指定管理予定候補者として選定し、今議会におきまして当事業者を指定管理者として指定したく提案いたします。

なお、説明資料4ページからは応募申請書類、そして43ページからは基本協定書の案を添付しておりますので御参照ください。

詳しくは委員会にて説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第53号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月8日提出
大宜味村長 友寄景善

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)の公布に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置を定める必要があるため、この案を提出する。

今回の改正は、出産した被保険者等に係る国民健康保険税基礎課税額の所得割額、被保険者均等割額を4か月、多胎妊娠については6か月、当該年度の保険税から該当する月数分を免除するもので、令和6年1月1日から施行するものとなっております。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第54号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第7 議案第54号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第54号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を次のとおり提出する。

令和5年12月8日提出
大宜味村長 友寄景善

やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例(平成30年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「無休とする」を「原則無休とするが、必要に応じて村長が認めた場合、休館日を設けることができる」に改め、同条第2項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

やんばるの森ビジターセンターの休館日に関し、業務の安定的な運営に資することを目的とし、本条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

補足説明といたしましては、説明資料59ページに新旧対照表を添付してございますが、これまでやんばるの森ビジターセンター管理運営におきまして、コロナ禍での対応や施設維持点検等のため、条例第

7条第2項により臨時休館を行うことは可能でしたが、定期的な休館、または部分的など、必要に応じた休館日を設けられるようにすることで、安定した管理運営を行うことを目的に条例の一部を改正する必要があります。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第55号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第55号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第55号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

簡易水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する財務規定等を適用し、公営企業会計を導入するための事項を定める必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

（花田義徳建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（花田義徳） まず最初に、公営企業会計の導入について説明いたします。

将来にわたって継続可能な経営を確保するために、経営の見える化による経営基盤の強化が必要であり、そのため経営状況の的確な把握が可能となる地方公営企業法の適用を行います。

また、令和6年4月1日までに法適用を行わない場合は、地方交付税措置の一部が適用除外とされるなど影響もあって、県内の対象団体は全て期限内に法適用を行う見込みとなっております。

それでは条例の主な点について説明させていただきます。

第1条では、簡易水道事業の設置を規定しております。

第2条では、法の債務規定等の適用を規定しております。職員の身分などは現行のままの取扱いとし、地方公営企業法の財務規定等の一部を適用した運営としております。

第3条では、経営の基本を規定しております。第2項に既存条例の大宜味村簡易水道事業給水条例第2条の規定する給水区域を指定しております。

第4条では、重要な資産の取得及び処分に関すること。

第5条では、議会の同意を要する賠償責任の免除に関すること。

第6条、会計事務の処理に関すること。

第7条では、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領などに関することを規定しております。

なお、第5条と第7条におけるそれぞれの対象金額につきましては、地方公営企業法を適用している

本村の大宜味村工業用水道事業の設置等に関する条例で規定する金額の例にならい同額としております。

第8条では、業務状況説明書類の作成に関することを規定しております。第1項及び第3項に当該書類の作成期日について、第2項に当該書類の必要とする記載事項を定めております。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

説明資料に公営企業導入による効果や法適用の基本方針とスケジュール案を記載している、簡易水道事業及び下水道事業における地方公営企業法適用についてと、同条例に関する大宜味村簡易水道事業会計規則を添付しておりますので御参照ください。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第56号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第56号 大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第56号 大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

簡易水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）に規定する財務規定等を適用し、公営企業会計を導入することに伴い、同法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、簡易水道事業における剰余金の処分等に関する事項を定める必要があるため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

（花田義徳建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（花田義徳） それでは条例の主な点について説明いたします。

第1条では、趣旨を規定しております。

第2条では、利益の処分方法及び積立金の取り崩しを規定しております。事業によって生じた利益につきまして、第1項で減債積立金、第2項で利益積立金、又は建設改良積立金として処分する方法、第3項では前2項の規定による場合を除くほか、議会の議決を要することを定めております。

第3条では、資本剰余金を規定しており、資本剰余金の積立て処分の方法について定めております。

附則といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第57号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第10 議案第57号 大宜味村下水道事業の設置等に関する条例を議題とし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第57号 大宜味村下水道事業の設置等に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

下水道事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に規定する財務規定等を適用し、公営企業会計を導入するための事項を定める必要があるため、この案を提出する。

条例の主な点について説明いたします。

議案第55号の大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例とほぼ同じ内容で、異なるところが第1条下水道事業の設置と第3条経営の基本、第2項処理区域関係となっております。

説明資料に大宜味村下水道事業会計規則を添付しておりますので御参照ください。

御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第58号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第11 議案第58号 大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第58号 大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

下水道事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に規定する財務規定等を適用し、公営企業会計を導入することに伴い、同法第32条第2項及び第3項の規定に基づき、下水道事業における剰余金の処分等に関する事項を定める必要があるため、この案を提出する。

内容につきましては、議案第56号の大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例と同じ内容となっております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第59号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第12 議案第59号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第59号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月8日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

簡易水道事業及び下水道事業に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に規定する財務規定等を適用し、公営企業会計を導入するために関係条例の整備が必要なため、この案を提出する。

内容につきましては、第1条では、大宜味村監査委員条例の一部改正を規定しております。

第2条では、大宜味村簡易水道事業給水条例の一部改正を規定しております。

第3条では、大宜味村簡易水道事業特別会計条例及び大宜味村公共下水道事業特別会計条例の廃止をすることとしております。

説明資料に新旧対照表を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第60号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第13 議案第60号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第60号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第9号)

令和5年度大宜味村の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,583万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億8,541万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年12月8日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

- 議長(大城佐一) 財務課長。

(佐久川紀亮財務課長 登壇)

○ 財務課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから補正予算の概要について説明いたします。

今回の予算の補正は、3,583万円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書1ページをお開きください。

14款国庫支出金6,726万8,000円の増額については、主に総務費補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増によるものとなっております。

15款県支出金351万9,000円の増額ですが、主に衛生費県補助金のこども医療費助成事業補助金及び災害復旧費県補助金の農地等災害復旧事業の増によるものとなっております。

18款繰入金800万円の増額については、水源基金繰入金の取り崩しによるものとなっております。

20款諸収入593万4,000円の増額については、主に沖縄県介護保険広域連合負担金精算償還金による増となっております。

21款村債4,880万円の減額については、主に過疎対策事業債、土木債及び農林水産債の減によるものとなっております。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして歳出のほうを御説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

2款総務費1,400万9,000円の減額については、主に企画費の結の浜海浜整備事業及び戸籍住民基本台帳費による減となっております。

3款民生費6,630万4,000円の増額については、主に社会福祉費の電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金事業費の増額によるものとなっております。

4款衛生費1,127万5,000円の増額については、主に保健衛生費、水道施設費の増によるものとなっております。

6款農林水産業費1,479万5,000円の減額については、主に水産業費、漁港建設費の減によるものとなっております。

8款土木費1,419万8,000円の減額については、主に河川費の河川維持費のほうで減額となっております。

予算書3ページをお願いします。

11款災害復旧費647万4,000円の減額については、農林水産施設災害復旧費の減額によるものとなっております。

14款予備費については、540万5,000円の減額です。

以上が歳出の主な概要となります。

4ページには第2表債務負担行為補正、5ページに第3表地方債補正を記載しております。

詳細については、予算審査特別委員会のほうで各担当課長より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第61号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第14 議案第61号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第61号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号) 令和5年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,626万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出
大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、歳入で5款県支出金51万7,000円、8款繰入金12万2,000円、10款諸収入64万8,000円の増額。歳出では1款総務費55万6,000円、9款諸支出金61万7,000円の増額となっております。詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第62号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第15 議案第62号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 議案第62号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) 令和5年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ491万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億935万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

令和5年12月8日提出
大宜味村長 友寄景善

主な内容としましては、歳入で4款繰入金887万8,000円の増、7款村債430万円の減。歳出で1款簡易水道総務費391万3,000円の増については、主に修繕費の増額によるものです。4款予備費100万円の増となっております。

なお、詳細につきましては、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第63号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第16 議案第63号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第63号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）令和5年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,879万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年12月8日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、歳入で1款後期高齢者医療保険料184万5,000円、4款繰入金16万7,000円の増額。歳出で2款後期高齢者医療広域連合納付金201万2,000円の増額となっております。

詳細については、委員会で担当課長から説明させたいと思います。

御審議のほどよろしく申し上げます。

- 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。
-

◎議案第64号の上程、説明

- 議長（大城佐一） 日程第17 議案第64号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

- 村長（友寄景善） 議案第64号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）

第1条 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、（科目）第1款工業用水事業費用、（既決予定額）510万6,000円、（補正予算額）148万円、（計）658万6,000円。

第1項営業費用、（既決予定額）500万2,000円、（補正予算額）108万円、（計）608万2,000円。

第3項予備費、（既決予定額）10万円、（補正予算額）40万円、（計）50万円。

令和5年12月8日提出

大宜味村長 友寄景善

補足説明といたしまして、予算書6ページをお開きください。

収益的収入及び支出、支出の部の補正予算148万円の増額補正となります。内容といたしまして、今年9月頃からまとまった雨が降っておらず、企業支援賃貸工場で使用される原水の水源地安根川取水地

付近でも水が少なく、供給量不足により村簡易水道から供給し対応でつなげており、その水道料金の不足分の計上を行っております。

詳細につきましては、委員会で担当課長から説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

（午前10時43分）

令和5年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和5年12月11日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和5年12月11日 午前10時00分)

散 会 (令和5年12月11日 午後2時39分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

総 務 課 長 宮 城 豊 教 育 課 長 真喜志 亮

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

-
- 議長（大城佐一） 一般質問に入る前に、5番 宮城美和子議員より諸般の理由により一般質問通告の取下げの申請がありましたので、これを受理したことを報告します。

◎一般質問

- 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。
通告順により、発言を許可します。

◇ 宮 城 貢 議員

- 議長（大城佐一） 初めに1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。
○ 1番（宮城 貢） おはようございます。一般質問を行います。

質問事項1、海浜整備事業について。

令和5年10月30日、旧大宜味小学校体育館で『結の浜地区大型宿泊施設誘致及び結の浜海浜整備事業に関する地域説明会』がありました。結の浜海浜公園整備事業と関連する地域住民説明会は、令和4年12月、令和5年4月18日、令和5年8月24日、今回で4回目の地域説明会になります。多数の参加者でした。テレビカメラは3台、新聞記者は2社以上が取材に来ていました。結の浜海浜整備事業について、今回の地域説明会も前回同様、反対者発信のニュース報道、新聞記事によって、多くの村民が危機感をもって参加していました。地域説明会の翌日から、テレビ、新聞報道が気になり、注視しましたが、報道されませんでした。『村民の中で賛成者の参加者が多い』、『報道機関は、聞いていた反対者発信の話と、村内の情勢が違うとしてニュース報道はできないと判断した』と思われまます。

サイレントマジョリティーという言葉があります。日本語では『静かなる大多数』、『声なき声』、『物言わぬ大多数』です。

民衆の多くは穏健な考え方をもち、強く意見を主張しないため注意深くその声に耳を傾けるべきであると先人に教えられました。

今回の説明会で前回同様、参加者が多かった理由は、『説明会は反対者が意見を言う場所』との声があり、連日の新聞・テレビ報道を受け『村民は反対者だけではない』と意思表示をするため参加したと思われる。本事業に関連して3点質問します。

- ①. 参加者の村内在住者、村外在住者の数を伺う。
- ②. 過疎対策や雇用創出等として村当局の思いを伺う。
- ③. 『大宜味海人会』に対して、村当局の認識を伺う。

質問事項2、海浜条例の制定について。

大宜味村海浜条例制定について伺います。

沖縄県議会は1990年10月の9月定例会で『何人も自由に海浜に立ち入り、利用する』権利を保障した

条例を可決しました。沖縄県海浜公園の設置及び管理に関する条例は平成12年3月31日に制定されました。

市町村単位では、渡嘉敷村海浜条例は平成19年9月21日制定、平成19年10月1日施行、恩納村海浜条例は平成20年12月15日制定、平成21年4月1日施行されました。宮古島市海岸管理条例は平成31年3月29日制定・施行されました。宮古島水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例は令和5年4月1日施行されました。

大宜味村海浜条例制定に向けた準備が必要だと考え、2点質問します。

① 『結の浜地区大型宿泊施設誘致及び結の浜海浜整備事業に関する地域説明会』の中で、『人工ビーチを作ってもホテルが利用し、村民は使えないのではないか』との意見がありましたが、沖縄県では『何人も自由に海浜に立ち入り、利用する』権利を保障した条例があります。村行政から『村民は、人工ビーチ利用を自由に使えます』『沖縄にはプライベートビーチは存在しない』と広報して村民に周知してください。いかがですか。

② 村民以外の来訪者に対しても、『何人も自由に海浜に立ち入り、利用する』権利を保障した条例があります。立ち入りを禁止することは大変難しくなっています。地元住民とのトラブルが多々あったと聞いています。警察等に通報しても取り締まる法律がないということで、地元住民は泣き寝入りする状況がありました。トラブルを起こすような来訪者に対して法の網をかけるのが、条例制定です。渡嘉敷村、恩納村、宮古島市等では条例を制定しています。条例制定には時間がかかります。令和7年度には人工ビーチが完成し、結の浜海浜整備事業は完了します。村当局として大宜味村海浜条例制定に向けて動き出す考えはありませんか。

質問事項3、福祉拠点施設整備事業の進捗について。

① 福祉拠点施設整備事業については、令和5年11月24日の『子ども議会』でも質疑されました。私は令和5年3月定例会で質問に対し、村長の返答は、『令和4年12月に策定され、令和5年度で基本計画に基づき補助金の採択、財源の確保に取り組んでいる』。令和5年6月定例会での質問に対し、『沖縄振興特定事業推進費での採択に向けて国機関と申請前の事前協議を行っている。』との村長の返答でした。現在の進捗状況を伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 宮城 貢議員の質問にお答えします。

10月30日に実施しました地域説明会の参加者数につきましては、村内在住者が82人、村外者数が6人、計88人でございます。

過疎対策や雇用創出への思いについてでございますが、過疎対策は様々な施策を連動させていく必要があると考えます。

海浜整備につきましては、安全安心に利用できる海浜の整備となることで、観光振興の課題解決に努めていくものです。また、管理運営の手法に関しましても指定管理者制度による民間事業者の効果の高い運営と雇用創出、経済効果を期待し、令和7年度の完成に向けて取り組んでまいります。

大宜味海人会は、海浜整備事業について前向きに考えていると認識しております。

大宜味村にまたがる海岸沿いにおける海浜につきましては、公物管理法と称される考え方の中で、自然公物であることから、自由使用、一般使用の一般理論として理解されるものです。

海浜条例制定につきまして、県の海浜を自由に使用するための条例第2条の「海浜とは」の定義により「砂浜、岩礁、沿岸林等が一体となって海岸環境を形成している地帯で、公共の用に供すべき国又は地方公共団体の所有に属する土地の区域をいう。」とあることから、村における条例制定は必要性は無いものと考えておりますが、結の浜海浜公園の整備にあたり、結の浜海浜公園の設置及び管理に関する条例の整備を予定しております。

福祉拠点施設整備事業の進捗につきまして、今年の事業優先順位を検討し、事業採択に向けての調整を中断しております。企業誘致及び海浜整備等々、進行している事業の整理がつきましたら、再度取り組んでまいります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） では、1の海浜整備事業について伺います。

9月定例会の私の一般質問に対して、8月24日に行われた第3回説明会では、ホテル誘致は大方理解を得られていると捉えていると村長は答えています。では、今回4回目の10月30日の説明会は、ホテル誘致についてどのような感触を得ましたか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今回の説明会におきましてもですね、大体住民の理解は得られているという認識でございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 過疎化対策、雇用創出について伺います。

11月28日、琉球新報社会面トップに、「大宜味人口3,000人割」との記事がありました。どのように受け止められていますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 長年大宜味村の人口は3,000人台で推移しておりまして、ここ数年も3,020名前後で人口は少しずつ減っておりましたが、ここに来て急激に人口減少があり、人口減少に歯止めが利かなくなって、3,000名を割って2,990名（12月末）、非常に危機感を持って人口防止対策のために様々な施策事業を展開して村内に定住人口を増やすような取組もしていかなければならないというふうに思いました。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 実は、今回3,000名を切った中で、こういう意見が私のほうにありましたので、人口増への投資は不毛との意見があります。村行政、諸団体、区長等の地域リーダーの皆さんはトライアンドエラー、試行錯誤しながら汗をかき頑張っていると思います。何をやるかではなく、誰がやるかという言葉もあります。ここ二、三十年、大宜味村の先人たちは大保ダム関連事業、特に結の浜埋立事業で公有地を得て村の発展に寄与しました。大宜味村の過疎化対策にこれまでの行政運営の評価を伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） これまでの人口防止策として、これまで大宜味村では様々な施策が展開されてまいりました。特に雇用効果が大きいのは福祉施設の誘致だと思いますし、そのほかにも住宅の整備等がございまして、人口が急激に減少することにストップをかける効果があったというふうに認識しております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 村行政には幹部会議、庁議があります。ダブルバインド（二重拘束）にならないよう行政を進めていくことが大事だと思います。例えば上司が部下に対して仕事に関して報告するよう指示したとしましょう。そして指示に従い、部下が上司へ仕事の報告をすると、上司から、君の意見は聞いていないと言われてしまう。2例目は分からないことがあったら聞いてと言われてたが、いざ分からなかったことを聞いたら、自分で考えてと言われてたという、そういうことがあります。村行政の中でという意味ではないんですが、一番懸念するのは村長は行政マンですが政治家でもあります。選挙のときの自分の支援者を優先するということはあるですか。お答えください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 選挙のときに支援した者を優先するかということですが、私は常々行政は公平、公正、透明性が大事だと思いますので、選挙で支援した方々を特に優先とかというふうな考えは毛頭ございません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 大宜味海人会の件に関して、前向きに考えているという海浜整備事業ですね。というよりか、どのように捉えているか認識を、つまり行政のほうとして同意書とか、何かの形、海人会との間で村行政はどのようなことで関わり合いがあるということ、ちょっと教えてもらいたいんですが。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

海人会の皆さんとは海浜整備と、あと地域振興ですね、あと水産業の振興という観点でこれまで話を進めさせてもらいました。やはり海浜のほうに海人会の皆さん、漁業者の皆さんのモズクであったり漁業に関連する事業をやっておりますので、海浜を整備するに当たってはそこに影響があるだろうというところで同意をいただいた、海浜整備のための同意をいただいたというのがあります。あと今後、ホテル誘致であったりとか地域振興、観光振興も一緒になってつながる総合的な経済効果が得られるために、水産業も、ほかの振興ですね、農業振興であったりとか地域振興に寄与するために水産業振興として事業展開していこうというところで話が行われたきたものでございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 私のほうでお聞きしたいのは、海人会というのはそれは公に認められているというか、羽地漁協の岩礁破壊許可同意書の文書の中で、大宜味海人会の同意がなぜ必要だったんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

海人会につきましては任意団体としての組織でございます。私たちはそれを理解しております。ただし、海浜整備をするに当たって羽地漁業組合との協議を行っている中で、地元の漁業者の皆さんの理解を得られることがありましたので、そちらのほうで海人会のほうが関わっておりますので、そこに了解をいただいているというところになります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 大宜味海人会の特定団体という言い方で聞こえてくるものでありますが、その支援に対して何か問題はありますか。

- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） 村としては、様々な団体に支援しておりますので、漁業従事者に対しても支援していくことは必要だと思います。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 海浜条例の制定について伺います。

ホテルのほうの事業者には、恩納村ですが、ビーチの運営管理あたり、清掃作業にしろあと年間で幾らかお金を払うとか。これは大宜味村の中でも今後のことだと思うんですが、先ほど村長の答弁の中で村における条例制定は必要ないと考えているというんですが、実は条例制定をしなければ、私が2番目に言った海浜条例で縛らなければ、よく言います、テレビのニュースの中で南部の糸満とか佐敷あたりで半グレと言われる人たちがビーチパーティーとかを勝手にやった事例があるんですよ。あれを縛るといふか、何も物を言えないんですよ、海浜条例がなければ。そこら辺の対策のためにもぜひともこの条例の制定は必要だと思いますが、いかがですか。

- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今回、村長のほうから答弁がありましたけれども、この海浜は公物管理法ということで、自然公物の考え方で誰がでも事由に利用できるというところから、今は海岸条例ですね、県が持っている海浜条例とか、渡嘉敷村、恩納村が定めた海浜条例のようなものですね、特に沖縄県が定めているような条例としては誰がでも使えますよというものがまず示されている条例になっていますので、我々はその公物管理法という考え方の下であれば整備は必要ないだろうと。ただし、先ほどのような問題ですね、議員が御指摘した問題が発生するだろうというところからすると、海岸条例で海浜条例として整備をして定めていくべきなのか、また今回海浜公園を整備するために海浜公園の設置及び管理に関する条例の制定がございまして、そこで可能なものなのかというのは検討させてもらいたいと、勉強させてもらいたいと思っております。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 実は、今回の2番目の海浜条例の制定についての、1番目に関して、ビーチは村民は自由に利用できるということは私のほうでは広報というか、村民に周知できませんかという質問をしていましたが、何か大宜味村だよりもありますし、そこら辺で誤解をです、それは30年前ですかね、恩納村にホテルができた頃にそういう形で地元と結構トラブルがあったというのも聞いています。だからビーチというのは何もホテルのプライベートビーチではなく、村民は自由に使えますという、こういうことを広報として知らせるといふことは考えられませんか。

- 議長（大城佐一） 村長。
- 村長（友寄景善） ビーチは村民が利用しやすいように、必要であれば自由に使えるという趣旨の広報等は行ってまいりたいと思います。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 3番目の福祉拠点施設整備事業について、現在沖縄振興特定事業推進、これを縮めると北部振興策でよろしいでしょうか。

- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

これまで行われている北部振興事業とは別の事業になっております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 実はこの福祉拠点は村長が議員の時代から気持ちが入って、この事業をやりたいということでありました。でも6月の私の質疑の中で、イニシャルコストが20億円、ライフサイクルコストが25億円、大体40億円かかるような形がありますが、この事業を進める意味で国との、それだけの予算を取ってこないとできないということもありますが、国以外でも一般とか何か方法はありますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） お答えします。

福祉拠点施設整備事業につきましてはかなりの金額になりますし、一般単独では難しいので補助メニューを検討していきたいと思っておりますし、これからどのようなメニューがあるのか国と調整して、補助事業での事業推進を考えております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 確かにこの福祉拠点ですね、旧大宜味小学校になりますけれども、計画を見て、ぜひともこれは大宜味村に必要というか、大宜味村らしい計画ではないかなと思っています。ぜひともこの計画に向けて予算措置ができるように村長には頑張ってもらいたいと。以上です。終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で1番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） では、一般質問を始めます。

村民の声を聞き、公正公平で透明性のある「教育・歴史文化の輝く健康長寿村」の施策（将来の人口目標2025年度：3,200人・2023年10月末現在2,995人）をどのように推進していくか次のとおり伺う。

1. 透明性・将来性の展望の持てる施策について。

（1）結の浜地区大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業の関連予算では、村水産奨励補助金制度の拡充：現行24万円から100万円。村水産振興補助金の新設：予算総額3,000万円以内。結の浜海浜公園管理運営費の収入10,799千円、支出14,729千円、3,930千円の赤字は行政負担。村外雇用による80名の人口増による25,600千円の交付税増等の説明がある。しかし、ルートインジャパン（株）との基本協定書に基づく付度した事業推進であることが読み取れる。

財源や航路浚渫問題等、潮流シミュレーションにおいて疑義があり、事業と効果が意味不明である。財政負担と学校・生活・自然環境の混乱を招き、将来の住民サービスのしわ寄せの恐れのある事業は即中止すべきと思うが、どうか。

（2）村民の声を聞き、公正公平で透明性のある村政を推進するために、大宜味村村づくり基本条例の設置や村の図書室に行政資料の設置する考えはないか。

（3）行政サービスが充実するために、村立こども園の保育士確保の対策や職員の人事採用や配置はどうなっているか。

2. 特産品の振興等について。

（1）田港1043番地（他7筆）は、自治法第244条2の規定に基づき、大宜味村特産品（シークワー

サー) 加工施設の設置管理運営に関する条例が制定されている。この敷地内での「村有財産無償貸付契約書」によると、第18条村は、貸付物件を国、地方公共団体その他公共団体において公用又は公共用に供するため必要を生じたときは、地方自治法の規定に基づき、この契約を解除できるとしているが、意味不明である。

村シークワサー産地振興組合は、GFPグローバル産地づくり推進事業をシークワサーの安定と海外輸出に取り組み、需要と供給を増やして行くために事業を実施しているが、どのように展開するのか。

(2) 2022年、芭蕉布保存会会長重要無形文化財保持者人間国宝の平良敏子さんが逝去。村は芭蕉布に関しても高齢化が進展する中で、伝承者の減少等も喫緊の課題として、バナナの茎を原料とする天然繊維産業創出・交流拠点整備事業を推進している。2023年、村は芭蕉布事業の技の保存、継承、振興に資することを目的とし「喜如嘉の芭蕉布事業基金条例」制定。厚生労働省の「現代の名工」平良美恵子さんが誕生した。芭蕉布産業の取り巻く環境の変化と歴史を感じさせる時世である。

今年、喜如嘉まつりが4年ぶりに開催。かつては「芭蕉布まつり」と称されていたまつりは、「ウスンデーク・エイサー」の伝統と文化の継承のテーマの開催となった。芭蕉布の里の「ウスンデーク・エイサー」は芭蕉着の着用を求める姿勢のため、芭蕉着確保が課題となっている。「芭蕉布・ウスンデーク・エイサー」は不離一体と捉え、伝統と文化の継承していくために、芭蕉着を揃えるための助成事業が出来ないか。

3. 安心・安全な住みよい環境づくりについて。

(1) 台風2号の影響で喜如嘉ヒンバー森の崖崩れが起きたので、村に「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」の制度を活用しての災害対策を求めているが、過去のヒンバー森崖崩れの経緯等から森全体を災害対策の対象と捉えるが、進捗状況はどうか。

(2) 11月6日、村立こども園周辺を2021年2月に目撃された米軍用機と思われる機体が低空飛行。また、村内で民泊を利用している修学旅行生が辺戸岬の駐車場周辺で米軍無人機と思われる機体が低空飛行し危険に晒されている。世界自然遺産登録されたやんばるの区域が、軍事訓練区域になって、住民や修学旅行生の安全を脅かしている。村は住民や修学旅行生の安全を確保するための対策はどうなっているのか。

(3) 村立診療所で、昭和天皇のご真影や天皇を奉る詩が掲示している。昭和天皇は、沖縄戦と終戦後の米国による占領に深く関りがあり、沖縄の地上戦の苦悩を彷彿させ、戦前回帰だと気分を損なう者もある。(「沖縄と天皇：地上戦と占領皇室観に影」琉球新報11月27日：参考資料として添付しておりますので御覧ください)。

2017年に前村長が先頭になり私達大宜味村民はこれまで、戦争に繋がる一切を認めず、平和な国際社会を築くことに誇りを持ち暮らしてきた。「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を謳った日本国憲法は、私達大宜味村民が平和で文化の薫り高い豊かな村づくりに取り組む基本である。「命どう宝」を再認識し不戦への誓いを新たに、未来がある子孫への贈り物として、ここに日本国憲法9条の碑を役場構内に建立している。天皇を賛美するような掲示物は、私達村民の平和主義の村づくりの取り組みを脅かすものである。

また、村医から9月に1年半後に後任の就任を打診された医者から村診療所の状況等の状況を聞かれているが、実状はどうか。

今後、村民が安心のできる健全で安定的な村立診療の運営を、診療所設置者としての村長はどのように対処するのか。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員、退場。1番 宮城 貢議員、退場。6番 前田 孝議員、退場。3番 大城邦彦議員、退場。5番 宮城美和子議員、退場。

（2番 宮城良治議員 午前10時37分退場）

（1番 宮城 貢議員 午前10時37分退場）

（6番 前田 孝議員 午前10時37分退場）

（3番 大城邦彦議員 午前10時37分退場）

（5番 宮城美和子議員 午前10時37分退場）

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 吉浜 覚議員の質問にお答えします。

事業中止をすべきとの質問でございますが、本村が抱える過疎、少子高齢化等の課題の対策に努めてきているところで、これまで展開してきました各施策を連動させながら、本施策についてもしっかりと遂行していくことで、その課題解決に繋がっていくものでありますので、中止するという考えはございません。

平成30年6月1日に大宜味村村民憲章を制定しており、村づくり基本条例の設置は、現在考えておりません。

保育士の配置等、詳細については、所管である教育委員会から説明をさせたいと思います。私からは、保育士の採用についてのみお答えいたします。保育士の採用については退職に伴っての欠員が出た場合には当然採用を行っていく予定でございます。

GFPグローバル産地づくり推進事業は、令和5年～令和7年の3年間の事業であり、株式会社新垣通商をシークワサー産地協議会に加入し、香港へ大宜味村産のシークワサーを輸出する計画である。本年度は生産者指導、講習会の実施を行い、香港における産地ブランド化のSNS調査アンケート及び輸出事業計画策定、調査及び生産体制の構築活動の状況を踏まえて輸出事業計画承認申請を行い、令和6年度には活動計画を策定して、展開する予定であります。

芭蕉着を揃える助成事業につきましては、コミュニティ助成事業などで可能か検討いたします。

ヒンバー森崖崩れについては、沖縄県の土木事務所に要請を行い、次年度において事業採択が可能か、調査個所の候補とする。との回答を頂いておりますので、今後は県と調整を行っていきたいと考えております。

11月6日の低空飛行に関しては役場の職員から事情は聴いておりますが、米軍機かどうか確認はされておられません。低空飛行は住民生活を脅かすもので、断固として容認できるものではありません。今後発見した場合には直ちに抗議をしまいたいと思います。

村立診療所の状況等、実状につきましては、現在の医師と令和7年3月31日まで管理委託契約を締結して運営しております。

ご質問内容の詳細につきましては把握しておりません。

村立診療所の運営につきましては、村民が安定的に医療を受けることが出来るよう今後も取り組んでまいります。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） 図書室に行政資料の設置についてでございますが、図書室においては、スペースに限りがあることから、出来るだけ村民が親しみやすい図書の購入を行いたいと考えていますので、行政資料の設置は考えておりません。

次にこども園の保育士の確保についてですけれども、現在こども園において、育休等で数名の保育士が休んでいる状況です。

また待機児童等が生じており、必要保育士に足りていない状況が続いております。そのようなことから、今現在でも会計年度任用職員の募集を行っているところですが、なかなか応募がない状況となっております。

次に芭蕉着をそろえる助成事業につきましては、喜如嘉まつりで行われているウスンデーク・エイサーの際に着ている芭蕉着確保に対しての助成については、国・県などの補助事業の対象とならないために、厳しいと考えています。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1番の（1）、人口減少についてはほかの議員からもありましたけれども、忖度しているのではないかと、むしろ水産資源の減失じゃないかというふうに私は捉えております。そしてビジターセンター前に設置されている津波海岸保全区域の立て看板が海岸浸食により倒れている。看板には管理者沖繩県、北部土木事務所、大宜味村と表示しているが何が原因か。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、ただいまの質問は通告外となっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 的が射られなかったか、もう1点併せてやっていきたいと思っております。

2019年、水産物供給基盤整備保全事業、漁港浚渫工事4万9,538.2㎡を実施している。2002年、17年前にも漁港浚渫をしていて、この周期で航路を浚渫するのか。なぜ質問しているかというのと、この浚渫した砂が養浜事業に使われると。そういうことで塩屋湾内を中心とした海岸がかなり浸食しています。その影響だろうと思われるんですけれども、管理者であるビジターセンター前の立て看も確認していませんか。その影響だと思っているんですけれども、当然この立て看を立てた管理者は何が原因か調べる必要があると思うので、私はその浚渫のためにそうなったんじゃないかなと思っております。以上聞きたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

吉浜議員からの質問は、過去に、直近で言えば平成30年でしたかね、塩屋漁港の航路の浚渫、山口建設が行ったと思っておりますけれども、当時私が検査官をしたのでよく覚えております。この航路によって砂浜への何か変動があるというのは、私はあまりそういった、考えておりませんが、こういった意図なのかも一度詳しく教えていただきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 養浜事業でこの漁港浚渫をしておりますよね。そのときに内部から私も知らなかったんですが、海岸沿いを調べてごらんということで、宮城島の周辺を見ました。かなり浸食してお

ります。そしてさらにこのビジターセンターの向かいの立て看まで管理者だということ、ずっと放置されているんですよ、倒れたまま。だからその因果関係は管理者である村は確認すべきだと思います、県と調整して。一応その件は要望します。

それと前村長は、ルートインジャパンのホテル建設について、住民説明会や地元の同意を取ることなく、あたかも地元の同意が得られるかのように基本協定書を締結している。ルートインジャパンから村への要望事項等を明記された基本協定書に沿って支援整備を村行政に負担を強いるものであることや、大宜味村結の浜整備計画等一部の者にしか知り得なかったことが友寄村長の情報提供により疑義や矛盾が浮き彫りになってきた。財政負担と学校生活、自然環境の混乱を招き、将来に住民のサービスのしわ寄せのおそれがある事業は即中止し、事業内容を検証し、村民に真意を問うことを要望するがいかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 大型宿泊施設の整備につきましては、私、議会等においても理解されているものと思います。村民にも支持されていると思いますし、先ほど来からありました人口減少の課題に対応する意味でもこの事業は推進していくべきだと考えております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、人口減少と言いましたけれども、この締結した2018年から現在の人口132人の減であると。80人増えて、交付税が増える説明があるが、増減を相殺すると52人の減で交付税も1,664万円の減である。そういうことから実際村の財政が持ちこたえられるのかなというふうに思っています。その辺もきちんと説明できるようにやってもらいたいと思います。

また、ちなみに、この海浜の管理費については東村を参考にしていらっしゃるんですけども、私、国頭村の事例も聞いております。あそこは企業が管理をして重機も所有してやっているそうです。さらにその隣接地に今大型ホテルの計画があるそうですが、地域住民の同意が取れず、今、止まっているような状態であるということを知っていますけれども、大宜味村は実際住民説明会をしたのは現村長になってからですよ。それは現村長がやってきていることは公表して透明性があるんですけども、先ほど言ったように前村長はこの基本計画についても30部しか作っていない。現村長はそれも知らない。それも私たちに分からないものですから、公開条例取ったりこうやっていろいろ矛盾が出てきたんです。そういう意味でもきちんと、私はこの辺を住民に事業の内容をもう一度検証し、村民に真意を問うことを希望します。

それから2番目に村民の声を聞き、公平に透明性のある村政をとということでやったんですが、今言ったことが先ほど資料とかいろいろ行政の計画が一般住民、また村の議員も目にすることがなかなかない。そういう意味でも行政資料については作成した村が教育委員会と調整して設置してほしい。今、大宜味村の議会にある図書室は、この法令集の資料でいっぱいですので、検証しようとしても資料が探せなくて困っています。再度教育長がスペースがないと言うんですけども、村長と調整してやってもらいたいと思います。そういうことでお願いします。

それから3番目の保育士の確保について、一応説明あったんですが、根路銘にある教員住宅の確保についてどのように対応しているか説明を求めます。具体的に。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、今の質問に対してもこれは通告書には載っていないんですが、休憩します。

(午前10時54分)

○ 議長(大城佐一) 再開します。

(午前10時55分)

8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 補充がなかなか厳しいということでしたけれども、いろいろ住宅の問題とか、保育士のなり手がいないということがありますけれども、最近採用年齢に、採用されずに非正規雇用で従事していた方がほかの村内の法人に就職していたんですけれども、最近分かったことだけれども、これは個人的に名護の保育所へ行ったら、有資格者がそこに行っていました。だから正規雇用と非正規雇用の待遇の違いがこういう状況を生み出していると。採用年齢も、そしてまた来ていただく、非正規雇用についても環境づくりをきちんとしていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺の対応をどういうふうにするかお聞きしたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 教育課長。

○ 教育課長(真喜志 亮) 吉浜議員の質問にお答えします。

本務職員と会計年度任用職員の待遇を一緒にするということは、多分厳しいとは思っておりますけれども、やはり先ほど言うように、応募してもなかなかこちらに住むところがないという現状もありますので、その辺も含めて教育委員会としては一応辺土名高校に根路銘の教員住宅にこども園の会計年度任用職員を住まわせてもらえないかという相談をさせてもらいました。辺土名高校のほうから取り次いでもらって、県の働き方改革課というところでしたか、そこに取り次いでもらって、県の本庁のほうにも相談をさせていただいて、回答としては県費職員のためのものであるもので、そこはそれ以外に貸出しするということはできないという回答を得られております。しかし、その辺を緩和するというところは、今後村長と教育部局と一緒に県に要請なり、その辺はしていこうかなというふうに検討しているところです。

○ 議長(大城佐一) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) ぜひ頑張って実現してほしいと思います。目的使用外の拡充でより保育行政が充実することを期待したいと思います。また先ほど話したけれども、採用年齢の緩和、私は以前に元助役から、大宜味村は格差社会だというような話がありましたので、正規雇用と非正規雇用の同一賃金の観点からぜひ解消していただきたいと思います。一応要望いたします。それから次に入ります。

2番目の特産品の振興について。去る臨時議会でもあったんですけれども、財産台帳を提供してもらったんですけれども、財産台帳には行政財産と普通財産の分類区別はないんですか。

○ 議長(大城佐一) 総務課長。

○ 総務課長(宮城 豊) お答えいたします。

議員も御存じだと思うんですが、決算統計のときにその台帳のものの一覧表を添付していますので、そのほうに明記されております。決算審査の資料のほうに行政財産のものが添付されておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番(吉浜 覚) 今、説明があったように私見落としていたと思うのでもう一度確認したいと思います。

この田港1043番地ほか7筆の土地の取得は行政財産で、建物は普通財産なのかということで聞いたら、土地は行政財産、建物は普通財産、しかしそば組合に貸しているものについては行政が使う場合については撤去してもらおうと。ところがフードリボンについては何も明記されていないけれども、この違いは何ですか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

去る11月21日に財産無償貸付けがちょっと失念して大変申し訳ございませんでしたけれども、そば組合の施設は前にも説明資料もあったように、JAから昔譲渡されてもらった施設でございます。そういう認識から普通財産ということで貸付けをしておりますけれども、ケレス沖縄の施設は村が整備したものですので、そこに建物や管理する敷地のところは行政財産、フードリボンに関してはもともと更地だったものですから、そこは普通財産ということですみ分けして契約しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、建物の普通財産について使い分けているんですけども、実際、現在の航空写真を見ると、今フードリボンが建っているところ、コンテナなど駐車場に使っていたんですよ。それから2014年にケレス沖縄は大宜味村カルチャーセンター構想という構想で村に造らせてくれというような調整があったと思います。カフェレストラン実習キッチン資料室大宜味村をPRする、そういうものが出されています。しかし、それは全体がシークワサーの加工施設という思いでそういうふうに進められているけれども、なぜこの2022年……

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員、質問時間が残り少しになりましたので簡潔に質問をお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） この提案があった計画を無視して2022年9月22日付で沖縄振興特別推進費民間事業補助金の認定を提案、決裁完結。9月30日付で普通財産貸付け計画は無理難問を押しつける方法で前村長の任期中に駆け込み締結である。農家や村民を裏切る行為である。事業を即中止し事業内容の精査と敷地内でGFPグローバル産地推進事業を効率的に事業が展開できるように特産品加工施設の高度付加価値を目指すべきであると思いますが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

吉浜議員が今、フードリボンが今工事している工場並びに社員寮を直ちに中止しろという質問ですけども、実はもう御存じのとおり、7月31日だったと思いますけれども、県の建築確認申請を終えて8月上旬から基礎杭を打ち始めて、もう来年の2月末には——今の予定では、来年の2月末では完成する予定です。それを今中止するということは、村がもし例えば中止すると、また相手方から損害賠償とかいろいろ訴える可能性もあります。そのあたりは慎重に、中止とか、村長が決めると思うんですけども、産業振興課としてはそういうことはできないと思っております。

GFPグローバル産地事業については、総合事務局や県のほうからシークワサーといたら、大宜味村産シークワサーを香港のほうに輸出する予定であります。ですからJAに出荷しているシークワサーとかは東村とか名護市、ほかの市町村から振り分けできないものですから、大宜味村産シークワサーとは言いがたいんですよ。沖縄シークワサーとは言えるんですけども、大宜味村産シークワサーというのであれば、ケレス沖縄の出荷している、例えば押川シークワサーとかそこを県外

に——香港のほうに輸出して消費拡大して、香港から隣国である中国やベトナム、カンボジア、インドネシアのほうにそういった商品が拡大すればいいのかなと願っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、併置の施設はほとんど利用されるわけですが、さっきケレスが要求したことをどのように拡大し、どの場所でやっていきますか。今150トンぐらい生産しているけれども、今供給されているわけですが、それ以上のものを外国に売ろうとしていうわけですから、どこで展開するんですか、教えてください。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

ケレス沖縄のシークワサー加工の、果樹を絞る機械の能力は、私確認したんですけれども、大体300トンから350トンなんです。それ以上は厳しいということで。大宜味村は約2,000トン弱ありますので、2割も満たないんです。その中から抽出して押川シークワサーとかそういった商品を香港のほうに売出しする予定でございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村立診療所について、意見箱設置があるんですけれども、これはどういうふうになっているのか教えてもらいたと思います。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

意見箱につきましては、現在設置されていなかったと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私が言っているのは開設者の責任は非常に大きいと思います。これから北部の統一した基幹病院ができるように……

○ 議長（大城佐一） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

2番 宮城良治議員、入場。6番 前田 孝議員、入場。3番 大城邦彦議員、入場。1番 宮城貢議員、入場。5番 宮城美和子議員、入場。

（2番 宮城良治議員 午前11時10分入場）

（6番 前田 孝議員 午前11時10分入場）

（3番 大城邦彦議員 午前11時10分入場）

（1番 宮城 貢議員 午前11時10分入場）

（5番 宮城美和子議員 午前11時10分入場）

◇ 平 良 嗣 男 議員

○ 議長（大城佐一） 次に9番 平良嗣男議員の一般質問を許可します。9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 大変皆さん雄弁な議員の皆さんでありまして、私は簡潔に行います。通告はしておりますので、簡潔に答弁してください。5分で終わりますから。

それでは旧大宜味小学校グラウンドの利活用について質問をさせていただきたいと思えます。

旧大宜味小学校グラウンド跡地は、現在役場職員や来客等の駐車場として活用されているが、今後その利活用はどのように利用されていくのかお伺いをいたします。

これまで、老人・婦人運動会やパークゴルフ大会・村産業まつりなど、様々なイベントを行っており、村民をはじめ、多くの人から、高評価を受けている場所と思います。

現在の状況では、利用に際し中途半端だと考えております。

そこで、ご質問をさせていただきたいと思います。

①今後の計画はあるのか。

②その計画の時期はいつごろか。

③計画の財源はどのようなのか。

3点についてお伺いをいたしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 平良嗣男議員の質問にお答えします。

旧大宜味小グラウンドにつきましては、旧大宜味小学校運動場周辺整備事業として、令和5年2月に実施しました施策説明会及び3月議会にて説明と、4月の村広報誌に掲載しております。

福祉拠点施設整備事業における連携施設、社会教育・社会体育の推進など体験交流のための広場としての活用、駐車場などの整備を計画検討しておりますが、財源につきましては、補助メニュー活用が厳しい状況であることから、一般財源等を調整して、来年度の整備を予定しております。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） この主はそこに皆さん方からの答弁がございますが、福祉拠点施設整備事業に関してだぶこの仕切りが使えるものだと思っております。

私は、現在利用されている駐車場は、今全面に使われている状況であるんですが、これは例えば老人会、婦人会の運動会とかスポーツ大会、パークゴルフ大会とか、この場合にはこれは毎日のように使うわけじゃないわけですよ。休日とか祭日、土曜日曜、そういうふうにするわけですから、今のグラウンドの在り方、今200メートルありますよね。200メートルグラウンドなんですよ。これを180メートルぐらいの状況に造って、皆さんが敷いている砂利、これを取っ払う。そしてJA側、川沿いのほうに駐車場をまずは造っていくと、日頃は。そして何かあった場合は、もちろんこの大会がある場合は出してもらおうというふうなことになるかと思いますが、日頃からそういうふうな感じの、今後福祉拠点整備事業を行う中においては、この駐車場も今の、先ほど言ったJA側、川沿いのほうにこれからも造っていかねばできないんじゃないかというふうに思っているんですね。今後、事業を入れる場合においてもそういうふうにはやってもらいたいと思うし、そういう考えはないのかどうか。

また、今のグラウンドは日頃から、夕方など、みんなの車が出てからの問題だからいいんですが、日頃からジョギングしたり、いろいろ使っている方がいるんですね。私もそうですが、年配の方もこういうふうにして使っている。だからそこを使い勝手のいいような状況を、砂利を取って造ってもらえばいいのかなと思っております。

この産業まつりは皆さん方は、もう既に構想でも、その旧小学校で行うというふうなことで申し上げているのでそれはそれでいいんですが、とにかく老人の皆さん方、多くの皆さん方からその活用をお願いしたいという要望がたくさんあります。恐らく村にも来ているんじゃないかと思うんですが、そういうふうな話があったんじゃないかと思うんですが、これをどうにか老人・婦人の運動会ができるような状況を整備してもらいたい。そこら辺はどうですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

本業務につきましてはプロジェクト推進室のほうで事業を扱っておりまして、旧大宜味小学校グラウンドにつきましては、新庁舎整備をする検討の際からヤードであったり、現場事務所としての必要性があったため、今のような砂利の敷くもの、職員の駐車場であったりというところで整備はしてありました。ただ、そのときから今後どのように活用していくかということも検討されていまして、その具体的な内容ということでは、基本的に今このグラウンドには200メートルトラックがございました。ただ、200メートルトラックで一番多く利用されているのは外の、説明の仕方がまずいんですが、利用されているのは外の外周になっている、赤道になっているところですね、そこでウォーキングする方が日々ございます。そういったところをどうするかということの検討があったり、あとグラウンドの大きさ、規模ですね、例えば老人、婦人であったりとか、その方々が利用しようとするときに200メートルではちょっと大きいよという声もこれまでもございました。なので160メートルトラックのほうに切替えようというところで検討が進んでいます。これは旧塩屋小学校ですね、こちらが学校で運営しているときは160メートルトラックでございましたので、それと同様のもの。

あと、今ある駐車場になっている横の道路沿いの駐車するところの砂利は撤去する。あと芝が残っている、真ん中の芝は残して活用できるように、その周りの土になるべき部分は、今草が生えていますのでそこを削って土の状態にするというようなところで、あとは駐車場の整備になりますけれども、駐車場に関しましては、老人・婦人や産業まつり、いろんなイベントで活用されるもの。また大変恐縮でございますけれども、職員も月曜日から金曜日までは日中は駐車場として利用させていただいて、夜間であったり土日であったりとかは交流イベントとか先ほどの大きなイベントなどで活用できるようにしていきたいと。最近御存じだと思いますが、民泊の受入れ事業で大型バスが四、五台ここで止まっているという状況もありますので、そういった活用する方法も含めてできるようになるんじゃないかと思っていますので、できれば来年度の全体的な整備をしていきたいんですが、基本的に補助事業というのがなかなかうまくできませんので、活用できませんので、一般財源のほうでやっていこうかということで、今検討しているところです。ただそれが一気にできるものと分割してやっていくものということで分けて整備を検討しているところです。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 最後にいい返事があったのでやはり砂利をちゃんと取って、日頃から使えるような、老人・婦人の運動会とか何か使う場合には、やはりそういうところは撤去して使えるような方法をやってほしい。

先ほど私、200メートルグラウンドを180メートルぐらいと言ったんですが、160メートル、それでも十分なんです。そういうような整備をして、整理してやっていけば、老人・婦人の皆さんも大変喜んで今後活動できるものだと思います。これはどうしても来年度からはこっちが活用できるような状況をつくってもらえるように頑張ってもらいたいというように思います。以上で終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で9番 平良嗣男議員の一般質問を終わります。

◇ 新 崎 悟 一 議員

○ 議長（大城佐一） 次に7番 新崎悟一議員の一般質問を許可します。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 一般質問を行わせていただきます。よろしく申し上げます。

1. コンプライアンスについて。

①旧塩屋小学校跡地の未納分の家賃について、年度末までの分割払いとなったと回答があったが、その後の支払いに遅れなど無いのか、また、現在月幾らの支払いで、未納残高は幾らなのか、年度末に全額の支払いが無かった場合、どのような対処をするのか、お伺いいたします。

②情報公開請求で同一日の議事録が2通でていたことがわかった件について、その後の調査結果と今後の再発防止策について、どのような調査結果がでて、どのような再発防止対策をしたのか、お伺いいたします。

③前回の臨時議会において、公有財産の無償貸し付けの更新を失念しており、改めての貸付について議案になっており、村長の謝罪があったが、今後どのような具体的対策を行い、再発が無いようにするのか、お伺いいたします。

質問事項2. 人口減少について。

①新聞の記事にもなっていた、大宜味村民の人口3000人割れになっている、大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略（概要版）をどのように実行してきたのか、総合戦略は機能しているのか、お伺いいたします。

②現在の人口になった原因は何が要因なのか、出生数の減少なのか、自然減少なのか、ここ1年での大宜味村における出生数、死亡者数、村外転出、村内転入の具体的数値をお伺いいたします。

③以前の説明会にて、村役場職員より、アパート（住居）数を増やすことで村民が増えることがわかったと説明がありましたが、アパート、住居を増やす努力は行われているのか、またどのように今後住民を増やす計画なのかお伺いいたします。

3. 情報の提供について。

①バナメイエビ訴訟についての現状の原告の主張の状況、被告側の主張の状況と今後の見通しについてお伺いいたします。

②情報公開請求による費用の負担について、電子記録での送付の場合幾らの負担になるのか、お伺いいたします。

③現在一般質問の通告は、議会運営委員会開催前となっていて、執行部はその質問を吟味し一般質問直前に回答書を渡しているのが現状であるが、これでは質問者が執行部側の回答を吟味する時間が無く、内容のある質問にはつながらないと考えるが、せめて一般質問の前夜までの回答は出来ないのか、お伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 新崎悟一議員の質問にお答えします。

旧塩屋小学校跡地の未納分につきましては、令和4年度分と令和5年度分の2年分で3,374,000円、支払い計画では、3万円から月ごとに増額し、年度末までに残金一括納付となります。今月までは36万円の計画に対し、予定より42万円の納入となっており、残金は2,954,000円でございます。

支払ができなかった場合の対処につきましては、契約条項第12条に基づき、契約の解除に該当することを通知し事業者とも確認しております。

議事録の件については新聞報道でも報じられましたが、あってはならないことだと思います。まず今

回起きたことを検証しました。その結果、書類の保管のあり方、決裁方法の不備があったことがわかりました。それを踏まえて、今後は書類の保管の一貫性や決裁確認の徹底を行うこととしております。

臨時議会において、財産の無償貸付けについては、失念したことを踏まえて、議案以外にも契約期限を有する案件がございます。全職員がしっかりと把握することが一番重要であるので、一覧表を作成し確認作業の強化をするなど対策を行ってまいります。

総合戦略についてどのように実行してきたか。及び機能しているのかの質問についてでございますが、総合戦略及び総合計画に掲げる各施策を経常的な取り組み、また、人口減少に歯止めをかけ、今後人口増に転じる展開について優先順位を検討しながら、取り組んでいるところでございます。

村政の運営に関しましては、総合計画と総合戦略に基づきながら、各担当課において、地域や関係機関等と連携し各施策に誠意取り組んでいるところでございます。

村のここ一年の人口変動について、まず、令和4年11月末の人口は3,050人で、今年11月末人口が2,992人でございます。

出生者数ですが、令和4年度が11人、令和5年度が8人、死亡者数ですが、令和4年度が53人、令和5年度が42人、転入者数ですが、令和4年度が136人、令和5年度が82人、転出者数ですが、令和4年度が131人、令和5年度が90人。なお、令和5年度の人数につきましては、11月末現在となっております。

減少の要因につきましては、様々なことが連動されているとも考えますが、若年層、子育て世代の定住環境に課題があると考えております。

アパート・住居を増やす努力につきましては、昨年度空き家空き地の調査を行っており、今年度において、家主の承諾をいただいている空き家3軒を補助事業活用により改修し、次年度運用できるように取り組んでいるところでございます。

また、アパートにつきましては、ご承知だとは思いますが、村有財産を処分し、民間アパートとして活用されております。

また、今後は、空き地を活用した住居地の確保の施策ができないか検討しているところでございます。

バナメイエビ訴訟につきましては、現在12回の弁論準備期日を終えております。その他の質問につきましては係争中ですので控えさせていただきます。

大宜味村情報公開条例施行規則において電磁的記録については、実費相当額としております。

一般質問の回答については、議会が決定し、執行部側に依頼をされたことでありますので、議会の方で議論を行っていただきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） まず、未納の賃借料の取扱いについてですが、この大宜味村が貸している公有財産の旧塩屋小学校の貸付けについて、通常であれば民法、借地借家法、地方自治法に基づき貸し付けられていると思うのですが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） そのとおりで、あと村の条例ですね、その規定に沿って契約書を締結しております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 民間の場合に貸付け、管理者が通常取る対応は借家人に対し滞納があったら即

滞納の遅れを問合せして状況を確認したり、未納が続く場合は法的な措置を取ることもあり得ることを送付したり、大体3か月以上の未払いの場合は裁判手続を検討するのが当然に行われていることです。なぜかという、貸付けをすることにより利益を得ているわけですから、家賃が取れないことにより利益がない。簡単に損益になるからです。お金が払えないようなら早く出ていってもらい、家賃を払ってくれる人に再貸付けして利益を得ようとするのが家主、管理者です。

ここは理解してもらって、執行部の御対応についてお聞きしますが、旧塩屋小学校は公有財産で村民全体の財産であり、村民がある意味家主です。執行部は村民全体の利益のために所有し維持管理をしています。執行部は管理している立場にあるのに1年分の家賃を払わなかったときに、なぜ村民の利益を守る対応を行わなかったのか理由をお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 今回の滞納は本当に遺憾であります。事業者を村に呼び出して猶予期間を設けて事業者と相談して対応しているところでございます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 私が聞いたのは、2年分の滞納があったと。ということは1年目、もう滞納が発生していますよね。先ほども言いましたけれども、通常大体3か月滞納が続いたら退去命令だとか、法的手続に行くのが通常なんですけれども、なぜそれをしていないのですかと聞いているんです。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 滞納分につきましては、定期的に催促は行っております。事業者を村にお呼びした時点で、当初計画していた事業がコロナ禍の影響で事業が展開できていなくて、予定された収入も見込めないというような状況がありまして、村としても猶予をしておりました。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 現在、滞納分を一括で払えない、今までの計画どおりにっていないから収入がない事業者は、年度末に全額払えるとお考えなのか。また支払計画書などの提出を受けたり、支払が実行できるとのエビデンスなどがあったのか。あつての対応なのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 滞納分につきましては、年度末までに払われるものだというふうに理解とか、期待の表れというふうに認識しております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） しかしですよ、払えなかった場合、これは損失になるんですけれども、その場合は執行部の責任が問われるのか、これは未納でそれはそれでいいのか、その辺をお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 滞納していることから、先ほどから申し上げますように役場に呼んで、もし払えない場合には契約に基づき解除することを通知しておりまして、これも事業者代表者と村役場との間で確認しております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 今のように執行部は責任にならないようにいろんな対応をしていただきたいと思います。これはあくまでもコンプライアンスを遵守することでそういう責任を取らないようになりますので、その辺をちゃんとしていただきたいと思います。

あと公文書2通については後ほどにして、次に公有財産の無償貸付けについて移ります。またこの件についても具体的対策、再発防止について御回答いただいておりますが、執行部は村民の損益にならないような公有財産の維持管理をしなければならないはずで、公有財産の維持管理に関してどのような認識をお持ちなのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

公有財産等に関しては、先ほどの議員からもあったように総務のほうで管理はしているんですが、契約に関して、それはおのおのの各課においての契約の案件になりますので、先ほどあったように今現在早速産業振興課長が音頭を取って、一覧表にして見えるところに張り出しをしたりとか、実質そういう行動等もやっているんですが、各課においてその公有財産、契約等に関して一覧表を作成して責任を持って管理をしていきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 先ほど私が話したように、公有財産とは最終的には全村民の共有財産ですので、執行部は村民から維持管理を任されていることを肝に銘じて、村民に損が出ないような管理をお願いします。

今回の更新手続の遅れについて、先ほど対策なさっているとおっしゃっていましたが、当該組合が契約期限が切れているのであれば、普通そこで退去していただくのが普通だと思います。それを事前に通告するのが管理者の責任、やることです。事前に通告していたら当該組合も失念することはなかったでしょうし、簡単に言うと普通のことをすればこういうことは起こらない。普通のこととは、先ほども言いましたけれどもコンプライアンスのことです。再度、職員おのおのがコンプライアンスとは何なのか、自ら調べ、学び、おのおのが責任を取るようなことがないようにしていただけるといいと思います。

続いて、人口減少についてお伺いいたします。議員になり、当初の一般質問のときから、人口減による今後の歳入の減による村政破綻などの懸念を打破するためにいろいろ質問しています。それは現在の子供たち、これから生まれてくるだろう子供たちの未来を明るくするためにも人口減少の阻止が大宜味村の大きな課題だと考え質問をしています。

まず、大宜味村まち・ひと・しごと創生総合戦略の担当課はどちらなのでしょうお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

総合計画総合戦略の計画策定に係る担当としては企画観光課となっております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） では福地課長にお伺いしたいのですが、なぜこのようなすばらしい計画を立ててあるのに人口の減少が起きたのでしょうか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前11時42分)

○ 議長（大城佐一） 再開します。

(午前11時43分)

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えいたします。

この質問については、かなり答弁が難しいかと思いますが、この要因につきましては先ほど村長からもあったように様々なことが連動されるということの兼ね合いがございます。ただ言われているのが、総合計画を策定するときにも若年層の子育て世代の定住環境に課題があるということでございましたので、やはりそこが重要なポイントかなということを考えております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 様々な要因があり、一概に原因は言えないこと。それはそうだと思います。以前お話のあったアパートを造ることで人が増える。確かにそのとおりかもしれませんが、先ほどの答弁同様一概に言えることでもない。人口を増やす、維持するには様々な対策があると思いますが、まず移住者を増やすという観点から質問したいのですが、福地課長にお聞きします。何もない孤独の無人島に私が家を建てて、その家を貸します。移住してくださいと言ったら移住しますか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えしますが、今の質問には答えられる内容ではないかと思えます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 普通は移住しないんですよ。なぜかという、ライフラインもない場所に移住したいという方は基本的には少ないと思います。中にはいると思いますよ。先ほどの無人島にライフラインを整備しますので移住しませんかということ募った場合は、先ほどより若干移住者が増えると思います。要は無人島の整備環境をよりよくしていくことで若干移住者が増えていく。このことは私は重要だと思っています。何が言いたい。移住してもらいたい。すなわち人口を増やしたいのであれば、ほか地域の方々が移住したいと思える要件を増やすことが人口を増やすことにつながるのではないのでしょうか。そう思いませんか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 人口を増やす方策として、ハード面、ソフト面、いろいろ今まで行ってきましたが、効果があって一定程度人口減少に歯止めがかかったものもありますし、これから政策を展開して、今後効果が出る可能性があるものもあると思います。そして何よりも大事なことは大宜味村に住みたい、住んでみたい、そのように外部の方が思うように大宜味村民が光輝く、大宜味村に魅力を持ってもらえる人が増えるということが大事だろうと思います。かつてぶながやーが大宜味村のちむじゅらさ、人情に惚れて沖縄中から集まったように、村外、県外の方が大宜味村民の心、ちむじゅらさにひかれて大宜味村に住むようになる。そのような人たちを呼び込むことは大事だろうと思います。併せて住環境の整備も図り、総合的に政策を推し進めていく必要がある。カンフル剂的な効果のあるものはないと思いますので、それで様々な事業を今後展開していく。そして最後になりますが、大宜味村一人一人が光り輝いて暮らしていれば、おのずと村外からも注目されて大宜味村に移住、定住する人が増えるというふう認識しております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ちょっと先ほどと重複するんですけども、今回計画書があったにもかかわらず、様々な要因から人口減になって、結果計画で目標を立てたけど目標どおりになっていない。なぜ計

画を立てたのに目標どおりにならなかったか、その辺をお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 村としましていろいろな事業を展開してまいりました。残念ながら目標には達していませんが、一概にすぐこれが原因だとか、そういうふうな特定は難しいと思いますし、様々な要因があると思いますので、原因というのがはっきりこれだという断定はちょっとできかねます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 先ほどはこういう計画書があるのに、なぜ人口の減少が起きたのでしょうかとお伺いしました。今回は計画書、計画があるのになぜ目標どおりにならないのかということをお聞きします。なのでちょっと違うんですけれども、要は目標どおりにならないということは、簡単に言うと計画がずさんなんです。目標達成できないのは計画を立てるときに見栄えのよい計画をつくったり、見栄えのよい計画をつくることに重きを置いたり、簡単に言うと計画が不備、または不適切な目標設定をしていたり、情報の不足、または不正確な情報に。あと実行段階での問題とか関係者の不確実性を考慮していないとか、環境の変化だとか、リソース不足だとか、評価と改善のサイクルの欠落とか、それが発生していて本来計画の最終目標である目標達成に行かない、要は計画をつくることに重きを置いていて、目標達成に重きを置いていないからこういう目標どおりにならないことが発生します。

以前、村民の定義を聞いたことがあります。そのときには住民基本台帳に記載されている人との回答だったと記憶していますけれども、この定義だと、住民の村民のことだけを考えると、現在の住民のことだけを考えると、将来移住してくる村民のことを考えて計画は立てられるのでしょうか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 人口目標等についてですが、やはり村として事業を進めるには、これでは目標を設定してそれに努力していくということが大事だと思います。結果的には至らなかったことはまた反省すべきで、今後検証していかなければならないだろうと思いますが、目標を現実的に近づけるといっても、高めというか、目標ですので、それに向けて全村民が一丸となって取り組んでいく目標というふうなことです。この目標どおりに必ずしもいかないこともあり得ることだというふうに認識しております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） マネジメントという言葉があつて、マネジメントという言葉は基本的には目標というのを立てて、目標というのはなかなか実現するものじゃないんです。だけれども、マネジメントする人はその目標に何が何でも持っていくというのがマネジメントの仕事です。マネジメントというのは管理者ということもあるんですけれども、なので管理者でありますので、何が何でも目標を達成するという気持ちを持っていただきたいと思います。

また、これはたとえ話になって怒られるかもしれませんが、たまたま入った飲食店がとても不衛生で料理がとってもまずく値段も高い、店員の対応も愛想が悪い、こういう飲食店に次行きたいと思いませんか、お聞きします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 行きたいとは思わないです。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) 普通は二度と行かないです。今4つの問題を出したんですけれども、4つの問題の中でも1つあるような飲食店は不快に思われ、次に来店したいと思う人は少なくなります。飲食店は衛生的で、料理も美味しく、適正な価格、最高の対応を目指します。そうすることでまた行きたいと思える店になり、繁盛店になるのです。またその対応をするのはそこで働く一人一人の店員が一致団結してお客様を受け入れる姿勢を取らなければいけないのです。村長に質問した意図は、大宜味村に移住して人口を増やしたい、すなわち受入れ側の管理者は全てにおいて目を光らせなければいけないということと、職員、全ての課が人口増加のため一致団結して計画を立てていくことが移住者を増やすことにつながることを認識して実行していただきたい。

すなわち縦割り行政を行うと目標が共有できなくなるという部分があります。一致団結しづらくなるので、大宜味村のために各課は連携を図っているいろいろな計画を行うことによって改革をしたほうがよいのではないかとと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長(大城佐一) 村長。

○ 村長(友寄景善) 議員おっしゃるのはもっともだと思いますが、この対策については各課横断的に、広く職員の意見等を聞いて対応して、政策を進めてまいりたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) 人口維持、または増加させる対策について私から提案なんですけど、先ほどの飲食店同様、一度たまたま入った大宜味村がすばらしい村だと、また来たい、住んでみたいと感じさせることが維持、増加させる対策の一つだと思います。大宜味村は2年前に世界自然遺産に登録され、日本一長寿の村宣言もしています。また、先日発表された2025年開業予定のジャングリアが名護にできる。想定している来客のターゲットは沖縄から4時間県内の20億人の人々です。少なく見ても年間1,000万人は来場すると思われれます。その中から多くの観光客や研究者が大宜味村を訪れることになることを見込まれます。この訪れる人それぞれをおもてなしするには受け皿となる観光業を振興すれば、それに付随する産業も発展し、そこで働く人も増え、さらには大宜味村の魅力に魅了された移住者が必ず増えると考えられます。

大宜味村全体を一つの観光地として、村民全体、村役場全体で一つの目標にして整備計画していくことで人口増を目指して、大宜味村を魅力のある村にしたらどうでしょうか、お伺いします。

○ 議長(大城佐一) 村長。

○ 村長(友寄景善) ただいま新崎悟一議員から御意見ありましたが、まさにそのとおりだと思いますので、今後そのような形で進めさせていただきたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 7番 新崎悟一議員。

○ 7番(新崎悟一) ぜひ、人口の維持、増加を実現して、将来大宜味村を担う子供たちのために頑張ってくださいとお願ひ申し上げて、次に移ります。

バナメイエビ訴訟について、請求の趣旨は損害賠償を払えということであり、民事訴訟では幾度かの答弁書のやり取りが行われ、お互いの主張が出尽くしたところで裁判長からの和解勧告が行われていくのが通常の流れです。和解勧告には裁判長の心証が含まれているため、判決になったとしても和解勧告に近い判決になるのが通常です。先月沖縄県は和解金に関して議会の承認が必要となるのにもかかわらず、議会の承認を得ないまま和解金を支払っていたと報道がありました。これから和解勧告が行われるであろうこの裁判において、和解案の吟味をする際に議会の承認が必要になるのではと思います。吟味

をするためにも現在の進行状況だとか、遅延なく御報告していただきたいのですが、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

以前にもシークワサーの加工所の件で訴えの提起をしてやった事案がありました。そのとき私は議会事務局長でありましたので、その被告人、原告は村当局でしたので、原告人も、100条委員会等ではなくて、参考人ということで一応呼びをしてやった経緯がありますけれども、今、議員がおっしゃるように和解の方向についての裁判長からの、これは依然としてございませぬ。先ほど議員がおっしゃった和解金に関しても、以前もありました。和解金を村が450万円支払ってくれということでありましたけれども、これは多分2回とも否決されております、和解金に関してはですね。そのあと調整を行って和解金なしでのことで議決をして、和解をした経緯がありますので、その辺に関しては抜かりなくそういう法的手段というか、議会の議決を経る準備は必要だと思いますけれども、今現時点では先ほど村長からありましたように係争中でありますので、その辺は控えさせていただきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） そうしたら和解勧告が出た際にこういう条件ですよと、議会、議員には通告してほしいと思えます。お願いします。

情報公開条例には電子的記録での公開ができることになっています。今はどうも電子的記録でくださいと言っても出してもらえないようですが、紙ベースの複写での公開はペーパーレス化の時代にも逆行することであり、例えば先ほどの訴訟の資料を全部取り寄せるだけにしても何百枚になってしまいますし、請求する気も正直失ってしまいます。執行部の負担も増えるし、その資料を保管することも大変な作業になってくると思えます。また、公文書の保存もデータベースで保存しておけば、同じ会議の公文書が2部出てくることもあり得ないですし、移転のため書類を探せなかったりなどということは起こり得ない。執行部はこのような日々の作業も電子化を図り、日々の作業の効率化を図っていくべきだと考えますが、今後どうしていくのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

今、悟一議員の指摘ですけれども、確かに今現在は大宜味村情報公開条例施行規則に基づいて、1枚20円という形でペーパーベースでは出させていただいています。電磁的記録に関しても実費相当とありますけれども、先ほどのいろいろ指摘されたことは再度検討させていただいて、他市町村においても電磁的記録の公開に基づいては様々な対応の仕方がありますので、その実費相当額というところではなくて、手数料等も含めてやっていきたいなというふうに思っています。確かに文書の保管等に関しては、今議員指摘のとおり執行部としてはしっかりそういったところに対応してまいりたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 以前も違うところで話しましたが、電子化を図るためにはデジタル田園都市構想というプログラムがありますので、ぜひそちらにエントリーして、大宜味村全体をデジタル化する、効率化するというのも図っていただきたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 新崎悟一議員、質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いします。

○ 7番（新崎悟一） 一般質問をするために情報公開請求したり、様々な資料を読み込んでいますが、

先ほどもありましたが、紙で全部来てしまうと持ち運びも大変になり、資料もまとめられずまともな質問ができなくなります。一般質問は村行政に対してであり、質問者及び答弁者も村行政全般の内容を熟知することにつながります。村行政運営が適正になって、村にとって有益なものになると考えますが、一般質問について執行部はどうお考えなのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 一般質問については、議会と二元代表制、一般質問をすることにより村の政策、方向性も確認でき、村の考え等もと思っていますし、また逆に議員側の提案もできますので、双方が議論して、深めていくことが大変重要なことだと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） そのようにしていくと、村運営が適正になるため、そうやってお互い書類の、質問の吟味が必要になってくると思います。

それで最後の質問ですけれども、今一般質問は事前に通告書を出して執行部に吟味していただいて、質問に対して回答書を提出していただいているのですが、質問直前に回答書が配られるので見る暇もなく質問に入らなければなりません。これは質問を行う議員が回答書を吟味する時間がないということになり、はっきり言うともらう意味もないです。村行政運営にもよい影響がないと考えます。議会からの要請があれば、一般質問前夜に答弁書の提出は可能かお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

先ほど村長から答弁があったように、この件に関しては議会側から、議会サイドからこういうことをお願いしますと言われてお願いされたので、私どももじゃあ今まで、通常どおりは紙は紙であげていないんですけれども事前におあげしますよという、議会側と執行部側が了解してやっている行為なんですよ。一方的に私どもが事前通告をすぐ急に出すよと、それしかできないよということではないです。それは議会基本条例をつくったときにいろいろすり合わせをしてきて、議会側の提案でじゃあ執行部もそれだったらいいですよということになりました。

それと総務課長、私村長の代弁をさせていただきたいんですけれども、やはりその前夜というとなると、やはり私どもも一般質問の通告をいただいているいろいろ執行部で吟味をしますので、日にちに猶予をいただきたい。それは議会側において議運のほうで1日猶予を置いてそこをやるとか、そこはお願いしたいなというぐあいに思っています。不可能なことではないと思います。

もう一つ、この件とはちょっと別なんですけれども、すり合わせする際に、議員が今前日にいただけないかというふうに申しあげましたけれども、私ども執行部としては議会基本条例をつくるときに反問権を私ども執行部にお願いしたんですけれども、そこは議会は認めていただけませんでした。ですから、議長において次年度すぐ、年度と言わずすぐ次の議会から反問権をやっていただけるように強く、村長の代わりなんですけれども、要望いたしまして答弁といたします。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 反問権が今出てくるとは思わなかったんですけれども、すみません。とりあえずそういういい方向に持っていくためにも一般質問の、お互いが吟味する時間というのは必要だと思いますので、反問権は反問権でそれも必要だと思いますし、それは今後議員、お互いにすり合わせをして、お互いにとっていい議会運営、そういうのができたらなと思いますので、御協力のほうをよろしくお願

いたします。

以上で質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で7番 新崎悟一議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午後 0時10分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時30分）

◇ 大 山 美佐子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に4番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 一般質問を行います。

1. 喜如嘉第1バス停設置について。

①喜如嘉には第一バス停、第二バス停があり両方バス停らしくありません。もちろん辺土名線にも2か所、名護線にも2か所あって、座る場所自体は4か所になるんですけども、まず、座る椅子が無いのです。長い時間立ってバスを待つ人のことを考えると心が痛みます。また、バスの便が減るという時には、約2時間近く立ったままバスを持つこととなります。この状況をどう受けとめるのか。

②屋根があり、座れる椅子があってほしいと多くの人の声でした。2～3人座れる椅子が良いのです。3回目の一般質問になりますが、1度目は令和元年6月は、早急な措置が必要、2度目は令和5年3月ですけども、できるだけ早い時期に対応したいと答弁していましたが、どこまで、どう進んでいるのか、設置に向けて努力するとも言っていましたが、再度その件について伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 大山美佐子議員の質問にお答えします。

今回の補正予算に喜如嘉第1バス停の工事費を計上しております。今年度内の完成を目指しておりますが、場合によっては繰り越しになる場合があると思いますが、しっかりと対応してまいります。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 今、補正予算が取れたということ聞いてうれしく思っています。なぜ、何度もバス停設置について伺うかといいますと、今車の免許証を返納してバスを利用する方が増え、謝名城から喜如嘉まで歩いてきた人がいます。バス停に立つのが辛い。議員ならどうにか頑張ってほしい。バスを待つ人々が座ってバスを待機する状況を訴えてほしいという声が、コミュニティーバスと同様、乗り合いバスと同様に声が多かったからです。車のない人、免許証を返納した人の気持ちが分からないのではないかとまで言われました。2か所バス停があり、せめて1か所でも座れる椅子があればそこに行きバスを待つと言えらるのですが、それもできない状態です。この現状をどう考えるのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 大山美佐子議員が何度も質問されていますけれども、以前からそういうバス協会に対しては設置の要請等を行ってきておりますけれども、いかんせんバス会社の経営状況であっ

たり、これはその出資は難しいという返答等もいただいております。また制度が変わりまして、道路の管理者がバス停を設置することができるということがありましたので、本来ですと、国道のときに喜如嘉第1、第2バス停が国道であれば管理者である国道事務所がやったと思うんですけども、これは村道として移管されていますので、村が管理者となっております。それを受けまして、何度も協議をした結果ですね、以前から何もやっていないのではなくて、そういうことをどうにか打破して建築工事をしなければいけないという思いがあったのですが、通常の58号沿いに設置されている規格のバス停であると、五、六百万円ぐらい簡単にかかってしまいます。それでは本当に財政としても厳しいという意見もいただいて、今回は特別に注文をして、独自の注文をして発注する形にして、安価に納めた状態で作ろうと思っています。

この2時間待つてどうすればいいのかという質問ですけれども、これは工事すると言っていますので、できれば完成した暁にはそれは解除できると思いますので、先ほど議員がおっしゃったように、実際に67番線辺土名線においては18便から12便に10月中旬に変更されています。確かに長い期間であると2時間かかります。ですから、その周知をして2時間ここで待つのではなくて、出発便に合わせてできるだけ、利用される方はそこに行って待つていただければいいのかなと思います。いずれにしても、工事がスムーズにいつて、できればそういうことも解消されるわけですから、その辺は先ほどあったようにスムーズに工事を進めてまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） まず、喜如嘉第1バス停を見たことが皆さんありますか。私はそこを常時通って、また一般の人々もそのバス停を常時通ってからしかどこへも行きません。腐敗した長椅子を支えていたブロックで椅子代わりにしていました。ブロックが1個、2個では座りにくく、ブロックを運んできては6個から7個まで増やしています。座りづらく、重ねて座るためにも増やしてきたのですが、でもブロックに座る人はいません。特に女の方々はとても座りづらく、また今座る人もいません。このバス停を見てください。日常生活、暮らしの中で本当に必要なバス停です。私は今このバス停を見るたびに心が痛みました。でも今、村長の答弁で前向きに補正予算も取って、また総務課長も、できるということを聞いて喜んではいます。そのできるという確認を再度聞いて、質問を終わりたいと思いませんけれども、再度お願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） バス停の設置については非常に時間がかかりましたが、今議会に補正予算を計上させてもらっていますので、議決されれば速やかに工事を着工して、年度内の完成を目指して対応してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 前向きな返事でとてもよかったと思います。

以上で私の質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で4番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） それでは一般質問を初めていきたいと思っています。よろしくお願いします。

人口減少対策について伺います。

大宜味村の総人口が10月末、2,995人となり、とうとう3,000人台を割り昨年10月末の総人口3,053人から1年間で58人減少しました。少子高齢化が進む中、人口減少の新たな対策が急務と思うが3点伺います。

①婚姻数を増やすような取り組み・支援は行っているのか伺う。

②子育て環境の充実など、若い世代が安心して働き、子育てできる環境づくりのための新たな取り組みを次年度計画しているのか伺う。

③人口の変動には、他の地域からの転入および転出の社会増減と、出生・死亡人数による自然増減があるが、社会増減・自然増減それぞれ新たな対策を計画しているのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 宮城良治議員の質問にお答えします。

婚姻数を増やすような取り組み、支援についてでございますが、直接的な施策としては行えておりません。

子育て環境の充実及び人口変動対策の新たな計画についての質問でございますが、社会増減に関し、企業誘致による雇用創出、住環境の整備に取り組み、転入者を増加させ、転出者の少ない状態となることを期待しております。

また、自然増減につきましては、社会増減に対する取り組みとも連動していくべきものも多くございますが、様々な施策を継続展開し、子育て支援を充実させる取り組みにより子育て世代の増につながる対策を検討しております。具体的には、給食費の無償化や教育、学習環境の充実などがあげられます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。それでは①のほうから伺いたいと思います。

この婚姻数を増やすというのは、結婚は個人の自由であります。婚姻数が減少してしまうとやっぱり人口減少につながります。我々地域、また地域社会にとっても大きな影響を及ぼします。結婚支援は個人の問題を越えて社会全体で取り組むべき課題ではないのかなと考えています。

それで現在、沖縄県のほうで少子化対策、結婚支援の取組を行っていると思います。県や市町村、企業、団体など様々な主体が連携して地域全体で継続的に出会いや交流の場を広げるための環境づくりや、結婚して家庭を持つことや子どもを持つことを望む若者が、結婚の希望を叶えられる環境を計画的に整備することを目的としている事業であります。この事業は令和2年度から行っており、沖縄県結婚支援ネットワーク構築事業という事業であります。県との連携はこれまであったのかまず伺いたいです。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 県との連携というか、そのような取組はありません。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） もし、可能であれば、この辺情報を収集して大宜味村でもこういう取組ができたかなと思います。以前に一過性ではありますが、商工会青年部のほうで婚活の事業のほうをやった記憶があります。そのときにもそれをきっかけにたしか2組結婚した経緯があります。なのでこういうチャンスを与えられるようなことができれば、もっと婚姻数が増えるのではないかなと思っております。

次に結婚を考えている村民が、この結婚を機に名護市のほうでアパートを借りて新婚生活を始めていくという話をよく伺います。そのために名護市のほうに転出するということになって、人口の流出にもなっています。結婚を考えている村民にとって大宜味村で新婚生活を送るメリットというのを今後つくってはどうかと思っておりますが、その辺どう考えていますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 婚姻されて、まずは住環境、住宅がなければ村に定着しませんし、名護市で生活してなかなか大宜味村に来てもらえない。これはいろいろ要因があると思います。婚姻数を増やすには、本人の所得の向上も必要かなというふうに思いますので、村内の雇用確保を含めて所得が向上すれば婚姻数も増えてくるのではないかと思いますし、他の市町村に転出しないように大宜味村でも子育て支援、子どもを産み育てやすい環境整備に努めて定住人口を増やしていきたいとそういうふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 今、県内のほうで石垣市、南城市、恩納村、久米島町、竹富町が結婚新生活支援事業というのを取り組んでおまして、賃貸費用に使えたり、あるいは引っ越し費用に使えたり、最大、こども家庭庁のほうで行われている事業ですが、この辺を取り入れてみてはどうかという提案です。お願いします。こども家庭庁の事業ですけれども、これは2分の1事業になっております。それで結婚新生活支援事業というのを県内でも5つの自治体で行っているんですが、これも大宜味村に取り入れてみてはどうかと思つての質問ですけれども。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 婚姻については、やはり個人の自由というか個人の判断というか、それに委ねるところが多くて、行政が音頭を取って率先してどんどん進めるのもちょっと問題があるかなと思いますが、地域からそのような、今議員がおっしゃるような支援策等があるのであれば、村としても検討する余地はあるあるかなというふうに考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。大宜味村で新婚生活を送ってもらって、大宜味村で子育てをしてもらう。そのような大宜味村に住んでよかった、そういうメリット、若い世代の人たちにとってつくっていく必要があるのかなと思います。次に②に移ります。

大宜味村が今、人口が減少している一方、名護市のほうでは、名護市の人口の推移というのを見ますと、平成31年3月末の人口ですけれども、6万2,090人、令和2年3月、6万2,276人、186名1年間で増加しております。次に令和3年3月、6万2,603人、この年は3,207人の増です。令和4年3月、6万3,059人、456人の増です。令和5年3月、6万3,119人、60人の増です。しかし、この3月から令和5年11月末、この前ですね、この1年に満たない人口増というのが6万3,710人、591人の増です。この要因というのはやはり名護市の子育て環境にあるのかなと思います。他市町村の話を伺ったのですが、小学校に上がるタイミングで名護市のほうに子どもと母親が住所を移す、そういうことも起こっているようであります。それでこの教育の、今村長がいろいろ掲げている子育てへの支援に関してですが、教育費の無償化についても近隣市町村では名護市はもちろん無償化ですが、国頭村、東村は半額の助成を行っております。それで大宜味村のほうで、現在の状況というのは政策支援分で小学生が700円、中学生が800円の助成を行っております。次年度大宜味村の給食に対する新たな政策支援分の拡充といいま

すか、その辺をどう考えているのかお聞きします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 給食費の無償化についてですが、私の公約でもありますし、次年度から無償化に向けて取り組みたいということで、担当課のほうに指示しておりますが、財源をどこから持ってくるか非常に厳しいものがありまして、今頭をひねってどういう形で財源を補填するのかということも含めて今、担当課のほうに指示しているところですが、いずれにしても本当にこれは待たなし、教育の無償化についてはぜひとも早くして、保護者の教育費の負担軽減を図って子育てしやすい環境にしていきたい。子供の教育は地域全体、村全体で見守りながら育てなければならないということで、ぜひ来年は、もちろん議員の皆さんの理解も得て給食費の無償化に前向きに取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。ぜひその辺、取り組んでいただきたいと思います。

それでは③人口の変動についてですが、ここ二、三年、先ほども言いましたが、名護市のほうへの転出のほう結構あるのかなというのを実感しております。それは土地を求めたり、家を求めて、また名護のほうに行く方もいらして、例えば団地に住んでいる若い方々が所得が上がったので家賃も上がるじゃないですか。大きく上がる場合もありますよね。そのためにここにもいられない状態というか、それよりも住むところを、宅地とか家を求めて、今、名護市のほうに行っている傾向があるのではないかなと思っています。今名護市のほうを見ますと、やっぱりいろんなところでマンションが建ったり、建て売り住宅というのが多く見受けられます。そういう取組、市としての取組ではないと思いますが、その辺名護に転出しやすい環境が名護市にはつくられているのかなと実感しております。

そこで、今後、今宅地などを求めている人が村内にはまだ多くいる状況でありますので、その辺新たな、今空き地、空き家対策も行っている、これは重要なことだと思いますが、新たな宅地の分譲など行う計画があるのか、その辺をお聞かせください。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 村内のアパートですか、家賃が高くなって負担感が大きくて名護市のほうに居住地を求めるといふうな人がいるということも話を聞いておりますが、できるだけ村内にとどまるような仕組みづくりができないのかというふうなことも必要だと思いますが、みすみす家賃が高いから家賃の安い名護市のほうに引っ越すというのは忍びないというか、残念なので、何とか引き留める方策も必要じゃないかというふうに思っております。

宅地等について、村内には居住地が限られていますが、空き家、空き地が結構あるんですけれども、利用しづらい状況にあることも確かですので、住めるような土地があれば村内に住居を建設して住むという若い世代も増えてくると思いますので、村としては移住しやすい、編入しやすいように住宅を建てられる宅地等の開発というんですか、宅地を確保して住居を建築しやすいような、アパートを建築しやすいような環境づくりは努めていきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ぜひお願いします。

次に先ほど出た団地です。団地にいる家族、子育て世代、この人たちの所得が上がったことによって家賃が高くなる。場合によっては退去命令なども多分出てくる話になると思いますが、その辺どうか手は打てないのかなと思いますが、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

お気持ちは分かるんですが、やはりここはもう制度で決まって、計算率も決まっていますので、そこで温情で安くして、そこにとどめておくというのはどうかなということで、中には相談をいただいたりとかですね、本当に子供たちがいる中で所得が上がってもどうしようもならない、ものすごく高額な住宅の家賃を払って、それではもう生活できないということで、実際名護のほうに転居しているというケースはありますけれども、この団地に関しては制度に基づいての計算率になりますので、先ほど言った別のところでの施策が必要になってくるかなと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 分かりました。

じゃあ次に人口の流出、特に若者の流出というのは大きな要因として、高校卒業後の進学とか、就職時などがあると思います。その流出した人口がまた大宜味村に戻ってこられる、また戻ってきたくなるような取組をしていかなければならないと思っております。現在、進められているホテル誘致もその対策の一つだと思っております。現実的に働く場所、あと職種ですね、そういうのを増やしていくことが今後必要になってくるだろうと思っております。ホテル予定地周辺も含め、村内で若者が仕事を自らつくり出し、創業に向けて挑戦できる環境をつくっていくことも今後必要になってくると思っておりますが、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 進学、就職によって村を離れる若者も多数いるということは承知しています。もちろんこの方々たちが将来村に戻ってくることを期待しておりますが、やはり仕事がない、住むところがないというふうなことでなかなか戻ってきづらいような状況にあることは確かですので、村としては戻ってきやすいように働く場所、先ほど言ったホテルも含めて就職、雇用の確保ですね、それは確保して若者が魅力を感じるような大宜味村。そのためにも午前中の議会で答弁しましたが、村外から見ても魅力ある大宜味村、そのためにはお互い一人一人が元気で輝けば魅力度は増していくと思っておりますので、ハード、ソフト面からも村民一体となって大宜味村はいいところだと、みんな輝いているよということをもPRすれば、大宜味村に移住、定住することも増えると思っておりますので、そのような政策ができたならというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。本日の一般質問はこれで終わります。

今日、給食費の無償化に向けて前向きな答弁ありがとうございます。若者が生活する場所、また働く場所、それを今後一緒に考えていけたらなと思っておりますので、今後ともよろしく申し上げます。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に3番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 水道事業計画の見直しについてということで、質問していきたいと思っております。

現在、押川区及び天空のレストラン・スカイテラス等の開業、登り窯周辺や大工又地域等への水道事

情は大変厳しい状況となっている。

さらに新たな長寿と癒しの森エリアが令和8年に開業予定であり、益々水道事情が厳しくなることは明白であり、この地域の安定給水を確保するため水道事業計画の見直しや改善が必要であると考えます。以下について伺います。

1、現在の押川地区や大工又などへの給水量が不足している原因は何か。また、「安心・安定と信頼」を得るため改善策を図るべきと考えるがどうか。

2、長寿と癒しの森エリア活用事業に伴い、益々給水量の不足が見込まれることから、新たな配水管を増設するなど安定給水の確保が必須であり、水道事業計画を検討すべきと考えるがいかか。

3、世界自然史博物館を大宜味村の大工又地区（石山）に誘致してはどの気運があり、現在の押川経由の給配水以外に、新たに大工又区域への配水管を新設するなどの総合的な水道事業計画も進める必要があると考えるがいかかでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 大城邦彦議員の質問にお答えします。

質問は3点ありましたが、関連しますのでまとめてお答えします。

給水量が不足している原因は、計画より水需要が多くなってきたことにより、給水量が不足しております。現段階改善策としては、過剰投資をしないように実効性がある計画や確実な需要を把握し、ポンプの容量を変更することで回避できると考えており、事業化に向け取り組んでおります。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） これ私作ったときにポンプが故障したということが分からなくて、ちょっとおります。現在ポンプの故障により押川地区及び大工又地区への水事情が最悪な状況になっており、タンク車などで運搬給水するなど、担当職員は大変苦労されている状況です。現在容量の大きいポンプを新設されると押川区及び天空レストラン・スカイテラス、登り窯周辺や大工又地域の水道事情は改善されるのかということでも疑問がありました。また、長寿と癒しの森エリア活用事業も十分な水量の確保ができるのか、その辺もう一度お伺いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 議員の質問にお答えします。

まず、水の需要、それと確実な計画性というのが必要だと思います。今、天空レストラン・スカイテラス関係は今年度の4月上旬ですか、実効性のある計画、使用水量を提出するように依頼をしておりますが、現段階提出されておられません。

それと長寿と癒しの森エリアも基本設計というものがありまして、そちらのほうでは約80㎡使用することになっておりますが、詳細が見えておらず、実効性がある計画とは言えず調整が必要だと考えております。活用事業者にも実効性がある計画使用水量を提出するように依頼しております。

実際、今のポンプの部分の容量を変えれば大丈夫だろうという考え方ですけれども、昔、旧友善ホテル、それとゴルフ場跡地の計画があったと思います。そのとき、例えば押川第1ポンプ場、こちらのほうが当時3倍の能力があります。配水管は同じものです。なのでポンプをその当時のものに変えれば今の3倍出ますよという考え方になります。第2配水側もその当時2倍で計算されております。配水管は一緒になっております。なのでポンプの容量を変えれば2倍は送れることになります。ただ、もっと計

算すると水の需要が必要かもしれないし、配管だけそのままでもっと大きなポンプを、容量を変えることも可能かもしれません。以上で終わります。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 今の件ですが、村が進めた長寿と癒しの森エリア、我々大宜味村の、とても押川の天空レストランに沖縄観光客が県内においても非常にお客さんもいっぱい来て、非常に水事情が悪くて、そのために我々も実際何名か議員も見に行っておりますよね。補助事業で入れたポンプなので、ポンプを交換できないということでどうすればいいのかということで、我々も非常に悩んで、考えてはありました。そのときにちょうどポンプが壊れて、何と言ったらいいか分かりませんが、これを機会に大きいポンプに交換できるために、水量が間に合っていくんじゃないかということが今言われていますので、よかれと思うようなところも実際は思います。それはありますが、やはり村が進めている長寿と癒しの森の活用事業でありますので、まだ実際に3年後の開園でありますので、それまでにぜひともこの水事情を考慮すべきじゃないかなと非常に思っております。

それと新たに、私たまたまちょっと考えていたことで、国道331号から大工又へ新たに配水管を新設して、山頂付近に配水池、タンクを設置して低所へ自然流水を図ることで、現在の大工又地区、押川、喜納、上原、さらに高低差を利用した給水範囲を、例えばあの地区からであれば謝名城方面までポンプを使わずに自然流水で行くことが可能じゃないかなと。それで現在あるポンプ場がかなり減って、電気料などの費用削減も図れるのではないかなということで、その辺も将来に向けて、もう40年近く今の現状があつて、維持管理をしなければならない。全国的にそういう時期に来ているんですが、この件についてどうでしょうか。

それと、もし新たにやるとなると可能なのか、補助事業があつてできる可能性としてあるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） まず最初に、押川第1増圧ポンプ場のポンプの件ですけれども、今年度から8年計画で事業を進めている中で、沖縄県と協議をしながらポンプの更新ができないかということで事業化を今進めております。うまくいけば二、三年後に容量が変わるようなポンプが設置できるのかなと思っております。

次に水道の全体の見直しの計画に関しましては、今議員がおっしゃった大工又から上げて頂上のほうに持っていくと、上げるときにもポンプが必要になります。今、大保ダムのほうを取水したらという考え方とかいろいろあるんですが、どうしても津波の浄水場の原水自体が全国の名水100選に選ばれるぐらいのいい水ということなので、原水は利用したい。既存のものの配管等がありますので、これを変えてしまうと配管のやり直しとかいろいろな部分があつて、経費が一番かかるんじゃないかなと。ただ、更新時期なのでその辺も念頭に置きながらどのように進めていくかというのは今後の課題だと思っております。今段階考えられるのが既存のものを直していくのが一番ベストかなと自分の中では考えております。

更新については、補助事業のメニューはありますが、予算のつき方が年々少なくなってきていますので、どれぐらいかかるかちょっと分かりません。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 今、私、先ほど聞いた、新たに331号から大工又に上げる件については、これ

は可能であれば、大宜味村の本当に誇りに私も思います。この水が新たに331号から上げて、逆に自然流水することによって電気料、ポンプが要らないということで、今上げている上原地区や上の部分ですね。場合によればそこから緊急に管が破裂したとかあった場合には、遠回しでそこから延長して水を流していくということもありますので、将来に向けて、これは今決めなさいじゃなくて、検討の課題の中に将来の展望として一応頭に入れておいてほしいなと思います。

それと今私が質問した3番の世界自然史博物館の件についてと絡みがありますので、行きたいと思います。世界自然史博物館を沖縄県に誘致しようとの機運があり、設置場所については全く決まっていますが、世界自然遺産のやんばる3村で、特に大宜味村の大工又は広大な村有地があることから一番優位地であると思っております。そういうことから積極的に世界自然史博物館を誘致するために、活発に誘致運動を進めていきたいと考えているところです。

早い話であります、大宜味村に誘致が決まった場合には、現在の給水量での安定給水は厳しいと、先ほど言ったもの以上に厳しいと思慮されることから、将来における水道事業ビジョンの変更も必要であると思われませんが、その辺どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 世界自然史博物館の計算については、正直言うと施設の規模が全く分からない状態です。水を使う事業化というと、それでもないのかなど。もし、今後計算ということであれば、県内の博物館とかそういったものを参考に水需要を計算できるのかなど思っております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 水の話をしているから水の話をしているんですけども、実際常時300名ぐらいの人がいて、これ博物館と言うんですが、大学院大学と同じように研究所になっているんですよ。常時、アジア、世界からの学者が来て、ここで学習して博士たちが来て勉強して、学生がいて、そこで常時寝泊まりして生活しながら、生活するための水、そして日本全国、世界から修学旅行や観光客がこの場所に来る。そして海洋博、新たにできるテーマパーク、そういう流れの中で非常に大きな観光誘致になるだろうということで、今県のほうも進めているようなんですよ。そういうことで水の話が今の中でそのまま来ているんですが、もしこれが誘致、非常に有効だということを私、表で言っているんですが、実際の裏話では大宜味のこの場所が一番有効じゃないかなということで、何気なく聞いております。もしそれが10年後の、復帰60周年には誘致したいという話がありますので、その辺は担当課としては、もし決まるような状況であれば、私がさっき言った新たな管が必要であるとか、それも含めて頭に入れて、将来の展望を、我々大宜味村の大きな事業になる可能性がありますので、その辺を入れて対応して行ってほしいと思いますが、最後に村長、この辺を含めてどうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 世界自然史博物館につきましては、県のほうが誘致しておりまして、まだ誘致も決定されていない。その状況で各市町村がまだ誘致をしていないということで、まだ全体像というか、計画が分からない状況で、先行して水道計画を作るのはどうかなど。実効性もありますし、先行投資して過剰投資になると、ほかの面で影響出て、村民の負担も増えますので、やはり計画が見えて、本当に実効性のある計画ができれば世界自然史博物館が立派に運営できるように、この辺は水道施設の整備は図ってまいりたいと思います。以上です。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番(大城邦彦) すみません、水道だけの話で、次回にまた世界自然史博物館の件はまたやっていきたいと思います。

これで終わりたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 以上で3番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

◇ 前田 孝 議員

○ 議長(大城佐一) 次に6番 前田 孝議員の一般質問を許可します。6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 最後の質問になりますけれども、今しばらくお付き合いのほどお願いしたいと思います。

それでは村道における街灯電気料金について質問をいたします。

地域の安全・安心を維持するために、従前から各区等が本電気料金は負担しておりますが、少子高齢化が進み各区の財政も厳しい状況にあります。本来、村道の維持管理は設置者である村の責務で行うべきものであり、以下の事項についてお伺いします。

1、各区ごとの街灯設置基数と令和4年度の街灯電気料金について。

2、本電気料金の村負担についての考えについてお伺いをいたします。

○ 議長(大城佐一) 村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) 前田 孝議員の質問にお答えします。

村道付近に設置されている、各区のLEDに改修をした街灯についてのみお答えします。現在17カ字で200基程度ございます。電気料金については、水銀灯からのLEDへ改修した場合は1基当たり、約6分の1に軽減されており、蛍光灯タイプについては約3分の1が軽減されていると考えております。総額については各集落街灯のタイプが異なりますので集約は出来ておりません。

村負担の考え方については、今までどおり各区においてお願いをしていただきたいと考えております。

○ 議長(大城佐一) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 村の負担については想定内の答弁であるんですが、それではお伺いします。

道路法第16条、市町村道の管理はその路線の存する市町村が行う。そして同法第49条、道路の管理に関する費用負担の原則、道路の管理に関するこの法律及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法並びに他の法律に特別の規定がある場合を除くほか、当該道路の道路管理者の負担とすると。この道路法第16条と道路法第49条からして、各区で負担してもらおうと考えているんですが、その責務としてどうお考えですか。

○ 議長(大城佐一) 総務課長。

○ 総務課長(宮城 豊) お答えします。

今議員がおっしゃった基本村道に設置されている村道の維持管理をするための街灯、例えば国道であつたり、その管理をするための街灯という概念ではなくて、村道に設置されている、あくまでも防犯灯という解釈でその管理の街灯ではなく、防犯灯という観点から今までどおり各区においての御負担をお願いしたいなというふうに考えております。

○ 議長(大城佐一) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 村道管理者として、村道の維持管理は設置者が行うということは法律の義務な

んです。今防犯灯とおっしゃっているんですが、その村道の維持管理に防犯関係も入っているんじゃないですか。当然含まれますよ。そうじゃなければ道路法の中で維持管理の範囲というのはどこまでですか、お示し願いたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

○ 建設環境課長（花田義徳） 私が知っている限り、多分村が道路事業の一環として整備した街灯はほとんどありません。唯一あるのは多分江洲の里線、そちらのほうが村道の事業としてやらせていただいております。実際、道路管理者の管理区分に関しましては防犯灯とは考えておらず、道路の一環として交通安全施設というものであれば、こちらとしてもその部分は管理しなければいけないかなと考えております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 今のお話は、村道にある街灯は維持管理のものではなく、防犯の面からというお話ですかね。皆さんもモデル事業は御存じですか。農村総合整備モデル事業。この農村総合整備モデル事業は昭和53年から昭和63年の10年間で集落道など整備しているんですよ、モデル事業で。村が設置して、その場合に白銀灯とかいろいろ設置して、その後部落としては白銀灯は負担が大きいからということで、ちょっと小型のものとかに移行したとかがあるんですよ。その辺、皆さんこれ御存じの中で今のお話をしているんですか。これは平成元年11月7日に完工式できちんと出されているんです。そのときのお土産のタオルあるんですがね、私はまだ開けていないんですよ、これ大事に保管している。新城繁正村長の頃ですよ。

それで今、謝名城においては街灯電気料金、令和4年度決算において、20万547円出ているんです。これ59基です。しかし、それは里道まで含んでの59基なんです。私昨日道路を全部回ってみたら、約半数は村道と関連するところに立っているわけです。村も財政厳しいというんだったら、各区は余計厳しいですよ。字費も上げられない、村の行政予算をどうするかと大変苦労しているんですよ。だから私は村の設置義務者としては当然の道路法に基づいて負担しなければならないだろうという解釈なんですよ。それじゃあ皆さん、県道、国道、田嘉里から津波まで国道ありますけれども、街灯ついて、大宜味村地域通っていますから大宜味村負担してくださいと。そういう理屈にはならないですよ。自らの管理すべきものは自らきちんと管理すべきなのが私は道路法に規定されているものだとして解釈しているんですよ。

それじゃあ、お伺いします。この各区に従来どおり負担をお願いすると先ほど答弁がありましたけれども、各区とこの村道に関わる街灯電気料の負担について、各区などが負担してやりましょうという覚書なり協議書なり、契約書等存在しますか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 詳細には調べていないんですが、そこはないのかなというふうに思います。今お答えできるのは、今後、詳細に関してはお調べしたいなというふうに思います。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 契約書なるものは存在しないと思いますよ、それは。あるならもっと前からこれは議論しますよ。そこでお伺いします。

特に地方財政法第27条の4、市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費という規定がございます。第27条の4では、市町村は、法令の規定に基づき当該市町村の負担に属するものとされている経費で政令で定めるものについて、住民に対し、直接であると間接であるとを問わず、その負担を転嫁し

てはならないと。そしてその27条の4の転嫁してはならない経費については、第52条にうたわれております。これは市町村の給与に関する経費と市町村の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に関する経費ということになってはいるんですよ。しかし、この第27条の負担転嫁してはならないという財政法改正の場合の精神としては、法令の規定に基づき市町村が、これは昭和35年5月23日の自治省通達です。法令の規定に基づき市町村が負担すべき経費について、市町村が住民にその負担を転嫁している、いわゆる税外負担については、住民負担の適正化を図るため今回政令で定めるものについては、直接であると間接であるとを問わず、住民に負担を転嫁してはならないものとされたこと。市町村においては、法改正の趣旨に鑑み政令で定めたものはもとより、その他のものについても可及的にその解消に努められたいこと。そして同年の7月19日の、これも当時ですが、自治省通達です。市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費は、政令では市町村の職員の給与に関する経費並びに市町村立の小学校及び中学校の建物の維持及び修繕に要する経費とされたが、政令で定める以外の経費であっても、法の趣旨に従い、住民の税外負担の解消について格段の努力をされたいと。そういう通達があるんですが、その辺に基づいてはどうお考えですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

今、議員がおっしゃった27条の4関係ですけれども、村の負担の転嫁というところで、先ほど私がお答えしたように、道路の管理というところではなくて、防犯灯、受益者負担という考えで捉えて各区の負担、近隣の市町村でもそういう村道における負担は行っていないという情報もありますので、やられている市町村はあると思うんですが、全く大宜味村みたいところでやられていないところもありますので、村の負担を住民に対して転嫁しているという解釈論ではなくて、各集落における防犯は各区においてお願いしたいという同じ考えでございます。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） お願いしたいというのは、皆さんはちょっとマイナス面はあるということになりますよ、村は。お願いしたいということでしょう。させますということは言えないでしょう。本来は村が何とかやらないといけないけれども、実質的に現状そうだから、もうお願いしますよとそういうふうにしかならないんですよ。財政法の規定というのは大事にしてもらわないといけないですよ、法律事項として。

それでさきに戻りますけれども、協議書、契約書等がない場合は、これはちょっと厳しいお話をしますけれども、村長は上原区長時代をよく覚えていると思うんですよ。上原のアカシタイですよ。アカシタイからの取水、企業支援施設への取水。そのときには当時の、あなたの前の区長は口頭では同意していたんだけど、契約書たるものがないからということで、平成30年第1回臨時会で一般会計補正予算（第6号）が可決されました。そこでアカシタイからの水道使用料として208万円上原区は受け取っているじゃないですか。それは御存じですよ。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） アカシタイの件は水道の使用料、水の使用料ではなくて、取水するためにため池ますを上原区が作成しました。その施設の使用料ということで、水道料の使用料ではありません。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 確かに施設使用料だと思うんですが、この208万円を上原区は受け取ったとい

うことは間違いないですよ、確認します。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） はい、この金額は、期間は分かりませんが、数年分の施設使用料として208万円を上原区のほうに入れてもらいました。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） ですから、先ほど協議書、契約書があるかとお伺いしたんですが、それが無いのに今村民に負担させているという。じゃあ村民に負担させるという根拠は何かということですよ。さっきお答えしたのは、村道における防犯関係だということなんです。国道などは通行の安全のための防犯だけじゃないでしょう。村道におけるカーブとかやっている場合には設置されているんですよ。それは防犯だけじゃないでしょう。村道の維持管理上立っているんですよ、これも。そういう解釈じゃないとちょっとおかしいんじゃないですかね。だから私は設置者としてはもっと勉強してもらってやっていただきたかったんですがね。これを各区などに負担させているという根拠を示してください、それじゃあ。皆さん根拠示せますか。根拠示さないをお願いしたいということは、私はちょっと通じないと思いますがね。その辺については道路法とか、道路法細則とか政令細則とか道路維持管理費という分野はどういうことかと、そういうことまで皆さんやってこないといかんですよ、実際。私はその辺まで答弁できるかなと思っているんですが、ちょっと苦言呈しますよ。執行部の皆さん、本会議、委員会、対応する場合には少なくとも法令集、持ってきてくださいよ。これまでの本会議とか委員会審査の場合に見ても、持参している方ほとんど見当たらない。そうだったらこれひもといて、私がしゃべっているときじゃない、ひもといてそういうことでじっくり見ればいろいろ解釈もできると思うんですよ。この件については、3月の定例会でもう一度やっていきたいと思うんですよ。十分検討してもらいたいと思うんですがね。これはある市あたりでは補助なんかをしているんですよ。資料もたくさん持っているんですが、こういうものは、何なら後であればしたら、何百万円という、700万円、800万円の補助をしている。そういう市もあるんです。明確なことは言えないんですが、とにかく3月定例会でもう一度質問したいと思います。それまで、3月議会まで村道に関わってくる街灯の電気料金、各区等に負担させるという根拠をきちんと整理しておいていただきたいと思いますが、いかがですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） ただいまの街灯の設置についてですが、各集落、事情が異なっていると思います。例えば私の上原区ですと、街灯するとき、ここに街灯立ってますか。近隣住宅の人に了解も得て、じゃあ街灯料も払いますということで周辺の人が負担してやっているところもあります。また各集落で全体で持っているところもあるかと思いますが、この街灯、LEDに変わったまでの過去に遡ってどういういきさつで設置されたのか。そこら辺も可能な限り調査して、3月議会にまた対応させたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 十分検討していただきたいと思いますが、それは設置する場合に、それじゃあ区が設置したりとかやった場合にこれは村道の占用許可等は与えていないでしょう皆さん。村道を利用する場合は占用許可取らないといけないでしょう当然。だからその辺の法令的なものもきちんと合致させてもらわないと、やらないと、そういう手続を踏まれていると見ているんですよ、私は。今さっき言ったそういう占用問題とも絡みがありますから、そういったものを含めて十分検討していただきたい

と思うんですが、お伺いして質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 街灯、防犯灯設置について、直接村道誘致、村道じゃなくて村道から離れた畑とかそういうところにはほとんどが設置されていて、上原区の場合ですよ、村道以外、村道から離れて民有地に立っているのがほとんどであります。村道に直接設置されている街灯はないです。

○ 議長（大城佐一） 以上で6番 前田 孝議員の一般質問を終わります。
これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午後 2時39分）

令和5年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和5年12月12日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和5年12月12日 午前10時00分)

散 会 (令和5年12月12日 午前10時39分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

総 務 課 長 宮 城 豊 教 育 課 長 真喜志 亮

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第52号	指定管理者の指定について	質疑委員会付託
2	議案第53号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
3	議案第54号	やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	質疑委員会付託
4	議案第55号	大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例	質疑委員会付託
5	議案第56号	大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例	質疑委員会付託
6	議案第57号	大宜味村下水道事業の設置等に関する条例	質疑委員会付託
7	議案第58号	大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例	質疑委員会付託
8	議案第59号	大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	質疑委員会付託
9	議案第60号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）	質疑委員会付託
10	議案第61号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	質疑委員会付託
11	議案第62号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	質疑委員会付託
12	議案第63号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	質疑委員会付託
13	議案第64号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）	質疑委員会付託

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第52号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第52号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 説明資料の3ページ、意見等事業者プレゼンテーション及び質疑応答を経て、選定基準審査項目の評価して合計993点で、委員5人全員が6割以上の評価点となった。そして一番下の行、これまでの実績を踏まえてさらに村の発展を尽力してもらえるように期待するとあります。

それで質疑をしていきたいと思います。

7ページ、管理を行う公の施設の事業計画、やんばるの森ビジターセンター、そしてその申請者の名称には株式会社ファーマーズ・フォレスト、そして下から収入高とかありますが、その上の欄に、過去3年間の財政状況、これがやんばるの森ビジターセンターの実績とは見れないんですけれども、その件の説明。

それから40ページ、やんばるの森ビジターセンター、駐車場の料金の件があるんですけれども、実際私たち車を止めるときにお金を払ったことはないですので、その辺の説明。

それから42ページ、これがやんばるの森ビジターセンター計画収入、1年目、2年目、3年目、4年目、5年目、そして収入の部があって支出があって、収支明細書の1、2、3、4、5番目に指定管理料が880万円各年度に表示されています。それでその辺の説明。

それから48ページ、指定管理料の支払い年額880万円となっております。それでそのとき還元するときにやっぱり収益を見て還元するということになっているんですけれども、ここの24ページに別紙15の収益取扱いに対する考え方、給付金の提案と還元方式、給付金の計算方式、第1期に続き収益に応じ納付金として大宜味村へ利益還元としますと。だから収益状況が分からなければこっちとしては判断できないんじゃないかなと思っています。最初に言った7ページは……

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員、質疑はもう少し簡潔にお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） そうしたらこの7ページにある実績というのは、これは株式会社ファーマーズ・フォレストの全国にある会社の全体のものが実績になっているんじゃないかと。だからやんばるの森ビジターセンターの実績が見えてきておりません。それを提示してもらいたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 吉浜覚議員の質疑にお答えいたします。

この説明資料7ページの今の質疑の内容ですが、これは株式会社ファーマーズ・フォレストが今現在全国で展開している各施設ですね、指定管理を受けているところが幾つかあるということで、そのファーマーズ・フォレスト全体の収支となっております。今回の公募に関しては一般公募で、やんばるの森ビジターセンターを運営しているからここを決定したわけではなくて、一般公募で応募があったものに対して、その企業を選定するというにしていますので、審査の方法としてはビジターセンター

の収支は必要ないものと考えております。

ただし、先ほど話がありましたビジターセンターの収支の話もありましたので、そこも併せて回答したいと思います。収支につきましては、今回第1期となる令和元年から今年度、令和4年度までの収支については状況報告は受けております。ただし、第1期となるときにコロナに突入して赤字が続いていたということを聞いておりますし、報告をいただいている、令和4年度にようやく黒字に転じたというところでの報告は受けております。

あと指定管理料の件も併せて報告したいんですが、指定管理料につきましては、主にビジターセンターは道の駅の機能がありますので、道の駅の設置者は大宜味村となりますので、その部分に係るものは基本的に大宜味村が委託料、指定管理料として計算をして支払うもの。ただし、この880万円の中に大宜味村と一緒にイベントを行う費用とかそういったものを含めて、維持管理に関するところですね、電気代とかトイレのものとか、そういったところは道の駅の機能になりますので、その部分をやります。実績を年度末に上げていただいて、その実績をちゃんと審査して、必ずしも880万円が指定管理料として支払われるかということではなくて、その実績に応じてちゃんと検査をしたものが支払われるということで、令和4年度分につきましては実績を検査して、900万円ほどの予算から、イベントがあまりできませんでしたので700幾らかということでの実績を支出したという経緯がございます。以上、報告も含めてになります。

駐車場につきましては、基本的には一般利用になります、道の駅の機能ということで。ただし、占有するとき、イベントとかそういった占有するときには使用料が取られるものとなります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 先ほど実績の件がファーマーズ・フォレスト、全国のものだと。そしてコロナの問題とかで赤字だと。だからこれ全国のものは出ているけれども、なぜ村が指定しているところのものが出てこないかと。むしろ赤字だったら、要素があるから設置義務者としてどういうふうな形でやっているかというのは指定管理者と調整しないとかなと思います。

そして、また54号に関連してくるわけだから、この資金について、決算が分からないまま全体のものは3年間やっているんですけれども、この5年間のもの、どういうふうな形で運営されていたのか、やっぱり見たいです。見て感じている部分もあるんですけども、数字で出しておかないと分からないので、一応その辺は委員会で提出していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

(午前10時11分)

○ 議長（大城佐一） 再開します。

(午前10時22分)

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 吉浜 覚議員の質疑の中で、ビジターセンターのこれまでの実績ですね、ファーマーズ・フォレストが関わっている実績についての資料の提出につきましては、一度持ち帰らせていただいて、明日の委員会までにはどうするか決定して報告できれば、できるかできないかというのを検討したいと思っております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号 指定管理者の指定については、総務常任委員会に付託します。

◎議案第53号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第2 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第54号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第3 議案第54号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第55号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第4 議案第55号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第56号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第5 議案第56号 大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号 大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第57号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第6 議案第57号 大宜味村下水道事業の設置等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号 大宜味村下水道事業の設置等に関する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第58号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第7 議案第58号 大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号 大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第59号の質疑、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第59号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第60号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第60号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第60号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第61号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第10 議案第61号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算
(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第61号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第62号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第11 議案第62号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
(第4号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第62号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第63号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第12 議案第63号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第63号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

◎議案第64号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第13 議案第64号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第
3号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第64号については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託
して審査することに決定しました。

○ 議長(大城佐一) お諮りします。先ほど設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につい
ては、委員会条例第7条第3項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思
います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定
しました。

○ 議長(大城佐一) 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。

(午前10時32分)

- 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時38分)

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に宮城良治議員、副委員長に大城邦彦議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

- 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

お疲れさまでした。

(午前10時39分)

令和5年第10回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和5年12月14日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和5年12月14日 午前10時13分)

閉 会 (令和5年12月14日 午前11時11分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第52号	指定管理者の指定について	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第53号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
3	議案 第54号	やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
4	議案 第55号	大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例	委員長報告 質疑～表決
5	議案 第56号	大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例	委員長報告 質疑～表決
6	議案 第57号	大宜味村下水道事業の設置等に関する条例	委員長報告 質疑～表決
7	議案 第58号	大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例	委員長報告 質疑～表決
8	議案 第59号	大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	委員長報告 質疑～表決
9	議案 第60号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）	委員長報告 質疑～表決
10	議案 第61号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
11	議案 第62号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	委員長報告 質疑～表決
12	議案 第63号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
13	議案 第64号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）	委員長報告 質疑～表決
14	議案 第65号	大宜味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	提案説明 付託省略
15	決議 第1号	米空軍横田基地所属C V22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議	提案説明 付託省略
16	意見 第4号	米空軍横田基地所属C V22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） これから本日の会議を開きます。

（午前10時13分）

◎議案第52号～議案第54号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第52号 指定管理者の指定について、日程第2 議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び日程第3 議案第54号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の3件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第173号

令和5年12月14日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大城 邦彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第52号	指定管理者の指定について	可決 全会一致
議案第53号	大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致
議案第54号	やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

（大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇）

○ 総務常任委員会委員長（大城邦彦） ただいま議題となりました議案第52号から議案第54号3件について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長、住民福祉課長の出席を求め、12月13日午前11時から審査予定を32分繰り下げて午前11時32分から審査をいたしました。

議案第52号 指定管理者の指定について説明いたします。

やんばるの森ビジターセンターの現指定管理者の指定期限が3月末日の満了に伴い、次期指定管理者

予定候補者を選定したことで大宜味村条例に基づき提案された議案であります。

次期指定管理者予定候補者、施設の名称 やんばるの森ビジターセンター、指定管理者名称 株式会社ファーマーズ・フレスト、代表者職氏名 代表取締役 松本 謙、住所 栃木県宇都宮市新里町丙254番地、指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日までとなっております。

次に、議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の公布に伴い、出産した被保険者等に係る国民健康保険税の免除措置を定める一部改正となっております。

附則に施行期日を令和6年1月1日から施行するとあります。

また、適用区分を設けており令和5年12月以前の期間及び令和4年度分までについては、従前の例によることとなっております。

次に、議案第54号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

やんばるの森ビジターセンターの休館日に関し、業務の安定的な運営に資することを目的に、7条第1項の一部を改正しております。

なお質疑において、実情は理解していて、賛成するが、いつでも利用できる施設として、ビジターセンターを充実させ、休館日が無いよう努めることを求めるがどうですかに対し、部分的な休館というのは設ける必要があると思いますので、ご理解いただきたいとの答弁がありました。

議案第52号、議案第53号については、質疑、討論はなく、議案第54号で、質疑はあったものの、討論はありませんでした。

議案第52号から議案第54号の3件については、全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第52号 指定管理者の指定についてについて委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第52号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第52号 指定管理者の指定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第52号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第53号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第53号 大宜味村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。
したがって議案第53号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第54号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第54号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第54号 やんばるの森ビジターセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。
したがって議案第54号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第55号～議案第59号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第4 議案第55号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例、日程第5 議案第56号 大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例、日程第6 議案第57号 大宜味村下水道事業の設置等に関する条例、日程第7 議案第58号 大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例及び日程第8 議案第59号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の5件について一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大 議 第 1 7 4 号
令和5年12月14日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第55号	大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例	原案可決 全会一致
議案第56号	大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例	原案可決 全会一致
議案第57号	大宜味村下水道事業の設置等に関する条例	原案可決 全会一致
議案第58号	大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例	原案可決 全会一致
議案第59号	大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案可決 全会一致

(宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇)

○ 経済建設常任委員会委員長(宮城良治) 経済建設常任委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第55号から議案第59号5件について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として、総務課長、建設環境課長の出席を求め、12月13日午後1時30分から審査予定を1時間18分繰り上げて午前11時12分から審査をいたしました。

5件の条例は、大宜味村簡易水道事業及び大宜味村下水道事業において、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)に規定する財務規定等を適用し、公営企業会計を令和6年4月1日までに法適用を求められており、期限までに整備する条例であります。

議案第55号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例については、見出しに、簡易水道事業設置の第1条から業務状況説明書類の作成の第8条で構成される条例。

議案第56号 大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例については、見出しに、趣旨の第1条から資本剰余金の第3条で構成される条例。

議案第57号 大宜味村下水道事業の設置等に関する条例については、見出しに、下水道事業の設置の第1条から業務状況説明書類の作成の第8条で構成される条例。

議案第58号 大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例については、見出しに、趣旨の第1

条から資本剰余金の第3条で構成される条例。

議案第59号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、見出しに、大宜味村監査委員条例の一部改正の第1条から大宜味村簡易水道事業特別会計条例及び大宜味村公共下水道事業特別会計条例の廃止の第3条で構成される条例です。

なお、議案第55号から議案第59号5件の条例は、附則に令和6年4月1日から施行するとあります。

議案第55号から議案第59号5件の条例について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第55号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第55号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第55号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第56号 大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第56号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第56号 大宜味村簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第57号 大宜味村下水道事業の設置等に関する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第57号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第57号 大宜味村下水道事業の設置等に関する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。
したがって議案第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第58号 大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第58号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第58号 大宜味村下水道事業の剰余金の処分等に関する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。
したがって議案第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。
これから議案第59号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから議案第59号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第59号 大宜味村簡易水道事業の設置等に関する条例及び大宜味村下水道事業の設置等に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第60号～議案第64号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第9 議案第60号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）、日程第10 議案第61号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、日程第11 議案第62号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、日程第12 議案第63号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）及び日程第13 議案第64号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 1 7 2 号

令和5年12月14日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 宮 城 良 治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第60号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）	原案可決 賛成多数
議案第61号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致
議案第62号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）	原案可決 全会一致
議案第63号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第64号	令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）	原案可決 全会一致

（宮城良治予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城良治） 予算審査特別委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第60号から議案第64号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び関係課長等の出席を求め、12月13日午前10時から審査を行いました。

議案第60号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）の主な内容は、歳入で国庫支出金67,268千円の増・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の増、村債の48,800千円の減。

歳出で民生費、感染症対策事業（価格高騰重点支援給付金事業費）64,520千円の増、その他農林水産費・土木費等の減額による補正で、35,830千円の増額補正であります。

次に、議案第61号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の主な内容は、歳入で、諸収入（特定健康診査等負担金）過年度分等、歳出で、総務費 国保システム改修委託料等による補正で、1,287千円の増額補正であります。

次に、議案第62号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）の主な内容は、歳入で、繰入金8,878千円、村債4,300千円の減、歳出で簡易水道総務費、簡易水道一般管理費修繕費等による補正で、4,913千円の増額補正であります。

なお質疑において、水道漏水が約1月半の税金の無駄使い。

最近、工事や故障で人災言われているがどう思いますか。

行政サービスをスムーズに推進していくために副村長就任と適材適所の人事や配置することなどをし、村のガバナンスを充実させることを求めます。などの質疑があり、執行部がわから現状の説明と対応についての説明がありました。

次に、議案第63号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の主な内容は、歳入で、後期高齢者医療医療保険、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金による補正で、2,012千円の増額補正であります。

次に、議案第64号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）の主な内容は、営業費用における光熱水費、修繕費、予備費による増額補正であります。

議案第60号は、質疑、討論は、なかったものの、賛成多数で原案可決。

また、議案第62号は、質疑はあったものの、全会一致で原案のとおり可決。

その他、議案第61号・議案第63号・議案第64号の3件について、いずれも質疑、討論はなく、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第60号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

（1番 宮城 貢議員 登壇）

○ 1番（宮城 貢） 委員長にお聞きいたします。

議案第60号は、質疑、討論はなかった。賛成多数で原案可決ということで今委員長報告を受けました。今回の補正予算、民生費、感染症対策費等、農林水産土木等の補正で3,583万3,000円の増額補正となっております。中身のほうをちょっと確認いたします。

2款1項1目で単独事業、工事費の請負で喜如嘉バス停設置工事があります。あと感染症対策事業、価格高騰重点支援給付金、これ住民福祉課ですが、村内900世帯に7万円、6,300万円の歳出ですね。あとこども医療費措置費の中で286万円等の予算が組まれております。ぜひとも私たち議員にとって一般

質問の中でも喜如嘉バス停の設置工事については、ここ何年かずっと一般質問の中でもあって、今回、年度の後半部分で行政のほうに予算措置をしてもらっております。大変議員としてはこういう関係の、一般質問の中でもう3回、4回と言われたことによって行政のほうに予算措置をしたということは大変喜ばしいことではないかと思っております。

○ 議長（大城佐一） 宮城 貢議員、これ委員長に対する質疑ですので、これに関しては執行部に質疑が行くものだと思っておりますので、委員長報告に対する質疑をお願いします。

○ 1番（宮城 貢） 分かりました。では確認です。

討論はなかったものの賛成多数で原案可決でよろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 予算審査特別委員会委員長。

（宮城良治予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（宮城良治） そのとおりだと思います。喜如嘉のバス停設置等の工事も含め、この補正で上げられている事業は早急に取り組むべき事業だと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

これから議案第60号について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 議案第60号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）について、反対の立場で討論します。

本議案は、歳入歳出予算の総額46億8,541万2,000円と定め、歳出予算で結の浜海浜整備事業として2款総務費、1項総務管理費、5目企画費、11節役務費、3細目手数料、26万8,000円を結の浜海浜整備事業の内訳として建築確認申請手数料構造適合判定手数料、省エネ適合判定手数料を計上している。沖縄本島北部に位置するやんばる3村、大宜味村、国頭村、東村にまたがるやんばる国立公園が令和3年7月に世界自然遺産に登録されたことにより、観光客誘致に連携して取り組んでいる。本村は地理的要因からやんばる3村のエントランスゾーンとしての役割があり、滞在型観光を推進しているために宿泊施設の誘致を進めているが、観光の拠点となる施設が整っていないことで円滑に進められていないのが現状である。海浜公園を整備することで宿泊施設の誘致の促進が図られ、産業界への波及されることにより総合的産業振興の発展につながっていくとともに、雇用創出に寄与するとしている。

しかし、村内では河口閉塞や海岸浸食が環境及び景観に影響を与え、住民の安心安全な生活、経済を脅かしている。結の浜海浜整備事業は、平成30年2月8日に大宜味村とルートインジャパン（株）のホテル進出に関する基本協定書に基づく付度した事業推進であることが浮き彫りになってきた。ビーチ整備の養浜は海砂を利用するとして、令和元年、水産物供給施設機能保全事業、漁港浚渫工事を実施している。塩屋湾をはじめとする海岸の浸食で塩屋の公衆便所の基礎付近の崩落等の自然環境の攪乱の実態がある。また、やんばるの森ビジターセンター前の海浜に設置されている津波海岸保全区域の立て看までが海浜浸食により倒れ、放置されたままである。管理者の沖縄県土木事務所、大宜味村は管理責任が問われる。

前村長はルートインジャパンのホテル建設について住民説明会や地元の同意を取ることなく、あたかも地元の同意が得られているかのように基本協定書を締結している。ルートインジャパン（株）から村

への要望事項等が明記された基本協定に沿って支援整備を村行政に強いるものであることや、大宜味村結の浜海浜整備計画など一部の者にしか知れなかったことが友寄村長の情報提供により疑念が広がってきた。

財政負担と学校生活、自然環境の混乱を招き、将来の住民サービスのしわ寄せのおそれがある事業は中止し、事業の内容を検証し、住民に真意を問う必要がある。これまでに海砂浚渫や養浜事業の影響で河口閉塞や海浜の浸食が生活や経済活動に大きな支障を来していること、村民や議会を無視した基本協定書に基づいた支援の大型施設誘致及び結の浜事業実施を前提とした予算は行政の暴走であり認められるものではない。

よって、やんばる3村が国立公園の指定や世界自然遺産登録され、大宜味村も自然環境を生かした振興と国立自然博物館を村内に誘致する活動を積極的に展開している。村自ら大型施設及び海浜整備事業は環境保全景観形成に関する施設や自然史博物館や国立公園の趣旨に反する結の浜事業は自然と人の暮らしが織りなす地域の歴史や文化の攪乱と地域振興に混乱を招くおそれがある。どうかホテル出店に関する協定書に基づいた結の浜事業を含む本議会に対する各議員の反対の賛同を求め、反対討論といたします。

○ 議長（大城佐一） ただいま、吉浜覚議員の反対討論の中において、推測的な言動がありましたので、後日会議録を調査して不穏当発言があった場合には善処いたしたいと思えます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。5番 宮城美和子議員。

（5番 宮城美和子議員 登壇）

○ 5番（宮城美和子） 議案第60号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）について、賛成討論をします。

今回の補正予算は予算審査特別委員会において、執行部から丁寧な説明がありました。喜如嘉のバス停設置、こども園のバスの安全装置の設置、農林水産施設災害復旧費や、価格高騰重点支援給付金や特別給付金も含まれております。

早急に取り組んでいただきたいので賛成討論といたします。以上です。

○ 議長（大城佐一） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから議案第60号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第9号）を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

これから議案第61号について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第61号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第61号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第62号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第62号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第63号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第63号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第63号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第64号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第64号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第64号 令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第65号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第14 議案第65号 大宜味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。6番 前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） それでは議案第65号 大宜味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について提案いたします。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月14日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 前田 孝 宮城 貢 宮城良治 大城邦彦 大山美佐子 宮城美和子 新崎悟一 吉浜 寛
平良嗣男

全員発議となっております。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部改正に伴い、大宜味村議会議員と大宜味村との間の請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図るため、本条例を制定する必要があることから、本案を提出します。

なお、条文につきましては、全員協議会等で確認されておりますので、割愛をさせていただきます。

なおこの条例は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用するというようになっております。

本条例に関して、令和4年12月10日に自治法が改正されております。その自治法の改正ポイントといたしましては、自治体と取引がある個人事業主でも年間取引額が300万円以下であれば、議員を兼務することが可能ということが自治法の改正があつて、本条例の制定が必要となっているところでございます。

よろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これにて提案理由の説明を終わります。

これから議案第65号 大宜味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についての質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決し

ます。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第65号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから議案第65号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第65号 大宜味村議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第65号については、原案のとおり可決されました。

◎決議案第1号及び意見案第4号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(大城佐一) これから全員発議により提出されました日程第15 決議案第1号 米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議及び日程第16 意見案第4号 米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める意見書の2件について一括して議題とします。

一括して提案理由の説明を求めます。8番 吉浜 覚議員。

(8番 吉浜 覚議員 登壇)

○ 8番(吉浜 覚) ただいま議題となりました決議案第1号及び意見案第4号2件について一括して提案します。

決議案第1号及び意見案第4号の要請内容が同様でありますので、説明を簡潔に行います。

米空軍横田基地所属CV22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議

去る11月29日午後2時40分頃、米空軍横田基地所属CV22オスプレイ1機が鹿児島県屋久島沖で墜落し、乗員全員8人の死者という重大な事故が発生した。

今回の墜落事故は、一歩間違えれば住民の生命と財産に重大な被害をもたらした可能性もあり、事故発生後も県内上空をMV22及びCMV22の構造的欠陥が疑われるオスプレイ同機種が飛行し続けていることは、住民の不安を増大し看過することはできない。

また、本村においては11月6日に大宜味村立小学校・中学校及びこども園と住宅地付近上空を米軍機とみられるMC130Jが、超低空飛行で飛来し村民に不安を与えている。

それも一歩間違えれば村民を巻き込む大惨事につながりかねないだけに、CV22オスプレイの墜落事故への衝撃は大きく、不安は計り知れないものがある。

然るに、今回の墜落事故の原因が究明されないなか、有効な再発防止策が講じられないまま、米軍が普天間飛行場所属オスプレイの飛行を強行しているのは、断じて容認することはできない。

よって、本村議会は、住民の生命と財産を守る立場から、C V22オスプレイの墜落事故に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1、事故原因を早期に究明しその結果を速やかに公表し、再発防止策を講ずること。

2、事故発生時には迅速かつ正確に、機体に関する危険性などの関係情報を含め速やかに提供すること。

3、普天間飛行場の一日も早い返還を実現すること。

4、日米地位協定を抜本的に見直すこと。

以上、決議する。

令和5年12月14日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先、駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事

それから次の意見書については、抗議決議と違う面だけを説明していきたいと思います。

見出しは一緒で、求めるの次の要請決議が意見書に変わります。

そして下記の1、2、3、4、その次に以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。それを挿入します。

それから宛先が変わります。

あて先、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣

決議案第1号及び意見案第4号の2件については、全員発議をもって提出しております。

よろしく審議のほどをお願い申し上げまして、提案説明とします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから決議案第1号 米空軍横田基地所属C V22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種飛行の飛行停止を求める要請決議について質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

決議案第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって決議案第1号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから決議案第1号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号 米空軍横田基地所属C V22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める要請決議を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

これから意見案第4号 米空軍横田基地所属C V22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める意見書について質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第4号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって意見案第4号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第4号 米空軍横田基地所属C V22オスプレイの墜落事故に抗議し、原因究明・再発防止策が講じられるまでオスプレイ同機種の飛行停止を求める意見書を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって意見案第4号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長(大城佐一) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長(大城佐一) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第10回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午前11時11分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員